

第 2 次田布施町地域福祉計画

(田布施町地域福祉計画・田布施町地域福祉活動計画)

計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～ 平成 35 年度（2023 年度）

平成 3 0 年（2018 年） 3 月

田布施町・田布施町社会福祉協議会

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 計画策定の位置づけ・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・ P 6

第 2 章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 田布施町の状況
 - (1) 人口・世帯の状況・・・・・・・・ P 8
 - (2) 子どもの状況・・・・・・・・ P 10
 - (3) 高齢者の状況・・・・・・・・ P 12
 - (4) 障がいのある人の状況・・・・・・・・ P 13
 - (5) 介護保険の状況・・・・・・・・ P 15
 - (6) 生活保護受給者の状況・・・・・・・・ P 15
 - (7) ボランティアグループの状況・・・・・・・・ P 16
- 2 住民の福祉に関する意識・・・・・・・・ P 17

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・ P 21

第 4 章 地域福祉推進のための取り組み

- 1 基本目標Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23
- 2 基本目標Ⅱ・・・・・・・・・・・・ P 27

第 5 章 計画の推進と評価

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・ P 32
- 2 計画の評価・・・・・・・・・・・・ P 32

資料編

- 1 町民アンケート調査結果・・・・・・・・ P 34
- 2 用語集・・・・・・・・・・・・ P 42

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、地域における人々の生活環境は、少子高齢化や人口の減少、経済情勢の変化等様々な要因により大きく変化し、これまでの福祉制度だけでは対応が困難な状況になってきています。

こうした状況の中、福祉の課題も多様化・複雑化しています。そのため、様々な取り組みを地域の人と福祉関係者、行政等、あらゆる人や組織とともに進めていくことが必要になっています。

国においては、「生活困窮者自立支援法」、「障害者差別解消法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「成年後見制度の利用促進に関する法律」の施行、介護保険制度の大幅な改正による、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の構築など福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

また、平成28年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会として「地域共生社会」の実現が提唱され、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があるとしています。

私たちが暮らしている地域社会には、コミュニティがあり、もともと「助け合い」の心がありました。しかし、最近では地域のことに関心な人が増え、助け合いの機能が薄れていく状況にあります。少子高齢化、単身世帯の増加により、従来の子育てや介護、障がいといった縦割りの制度では対応できないとき、ご近所の助け合いが不可欠となります。

子どもや障がい者、高齢者をはじめとして地域の人たちが、「住み慣れた地域で誰もが安心して豊かに暮らし続けることが出来る地域（まち）づくり」にむけて、つながりづくり、拠点づくり、人づくりに、住民、ボランティア、民生委員・児童委員等の福祉関係機関・団体と連携・協働して地域福祉施策を推進するための指針として策定するものです。

2 計画策定の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」のため、社会福祉法第107条に基づいて市町村が行政計画として策定する「地域福祉計画」と、社会福祉法第109条の規定に基づいて民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

また、「第5次田布施町総合計画」を上位計画とし、以下の関連計画との整合性を図り策定しました。

- ① 田布施町障がい者計画（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）
- ② 田布施町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）
- ③ 田布施町子ども・子育て支援事業計画
- ④ 田布施町健康増進計画
- ⑤ 田布施町男女共同参画プラン

【改正社会福祉法（平成30年(2018年)4月1日施行）】

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

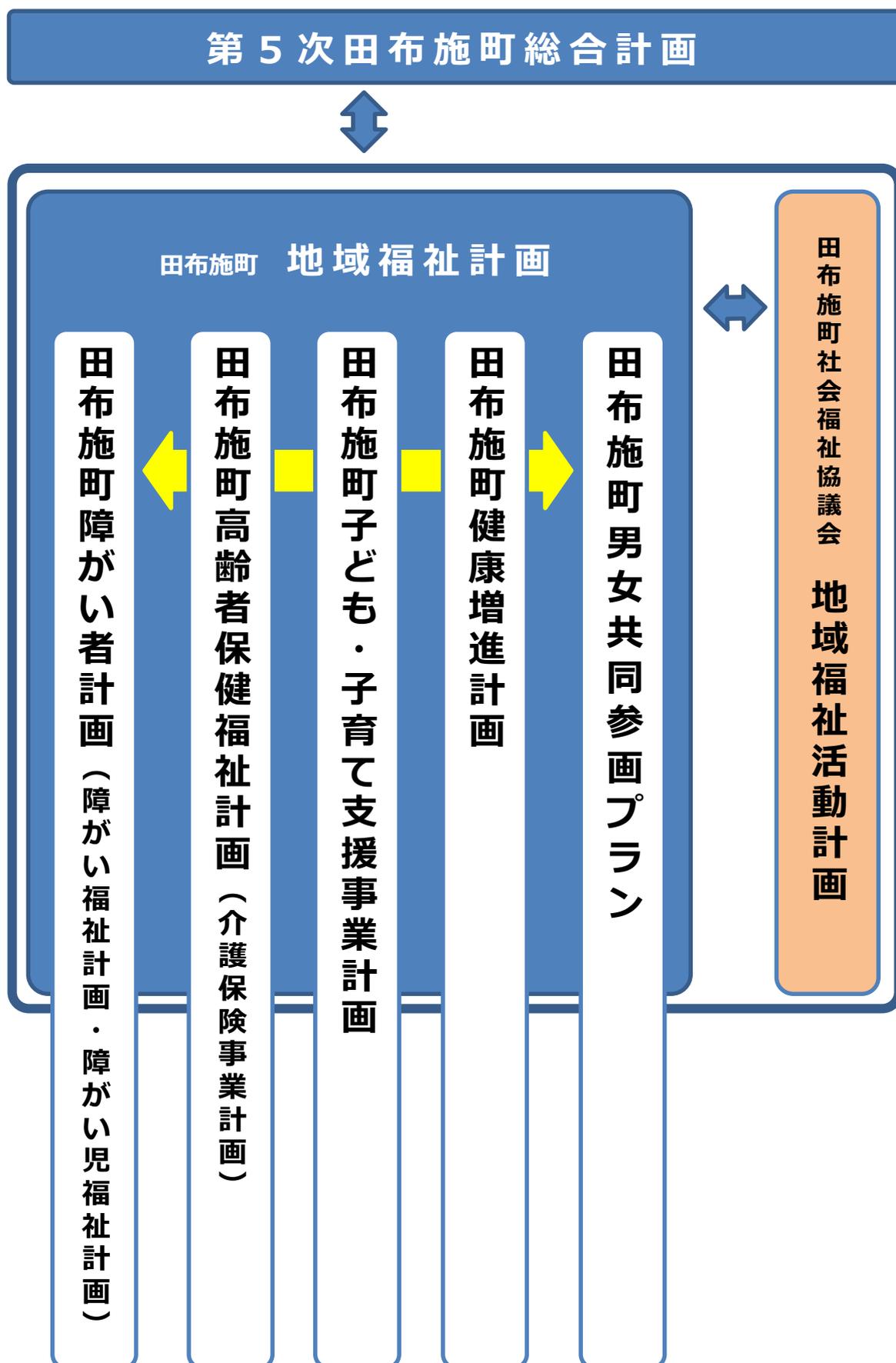
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

計画の関連図



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 6 年間です。

なお、計画期間中は、制度改正や社会経済情勢の変化に応じて必要な見直しを行いません。

※平成 31 年（2019 年）5 月に元号の改正が予定されていますが、この計画の策定日現在、新元号は未定のため、便宜上「平成」と表記しています。なお、西暦を併記することにより改正に対応することとします。

4 計画の策定体制

この計画は、町と町社会福祉協議会が共同し、「田布施町地域福祉計画策定委員会」及び「町民アンケート」の意見や提案を反映して策定しました。

（1）田布施町地域福祉計画策定委員

区分	所属	氏名
町議会	町議会経済厚生委員会	木本 睦博
保健医療関係者	町医師クラブ	藤田 潔
各種団体代表	町民生委員・児童委員協議会	中村 享郎
〃	町社会福祉協議会	田縁 和明
〃	町心身障害者協議会	今津 邦彦
〃	町青少年健全育成町民会議	河内 孝行
〃	町老人クラブ連合会	中屋 智暉
〃	町自治会連絡協議会	永田 弘児
〃	町 P T A 連合会	辰巳 俊之
〃	町ボランティア連絡協議会	飯田 雅通
事業者	特別養護老人ホーム たぶせ苑	河村 五男

（2）町民アンケート

調査対象：20 歳以上の田布施町民 1,000 人

抽出方法：無作為抽出法

調査方法：郵送によるアンケートの配布・回収

回答者：455 人（回答率 45.5%）

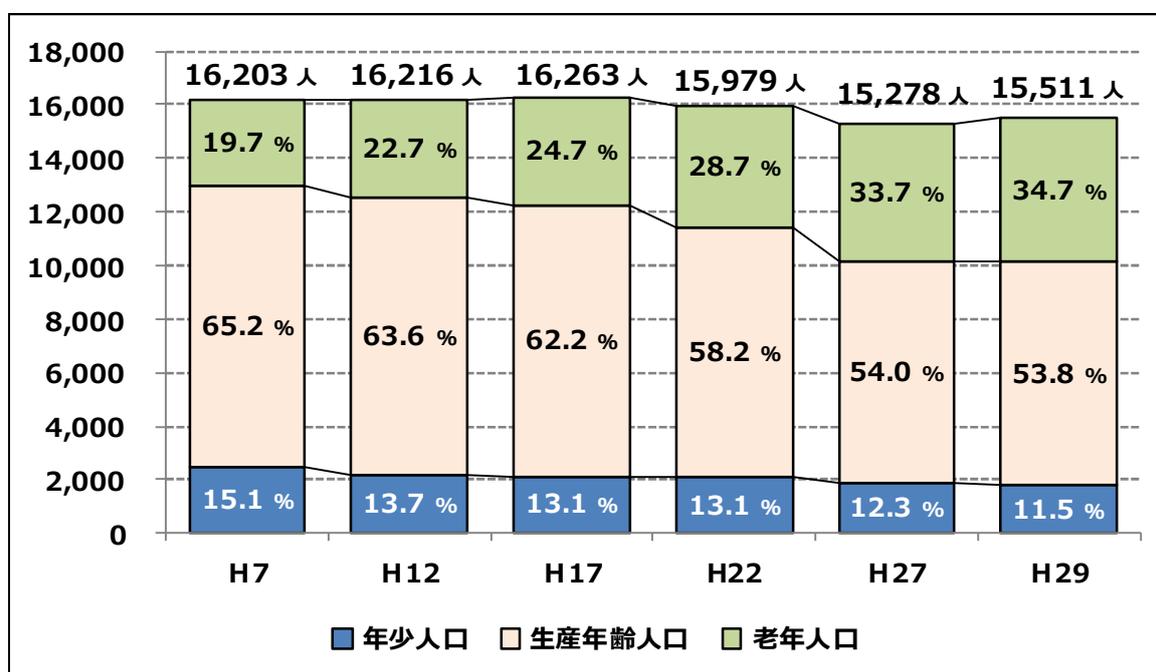
第 2 章 地域福祉を取り巻く状況

1 田布施町の状況

(1) 人口・世帯の状況

I 人口の推移

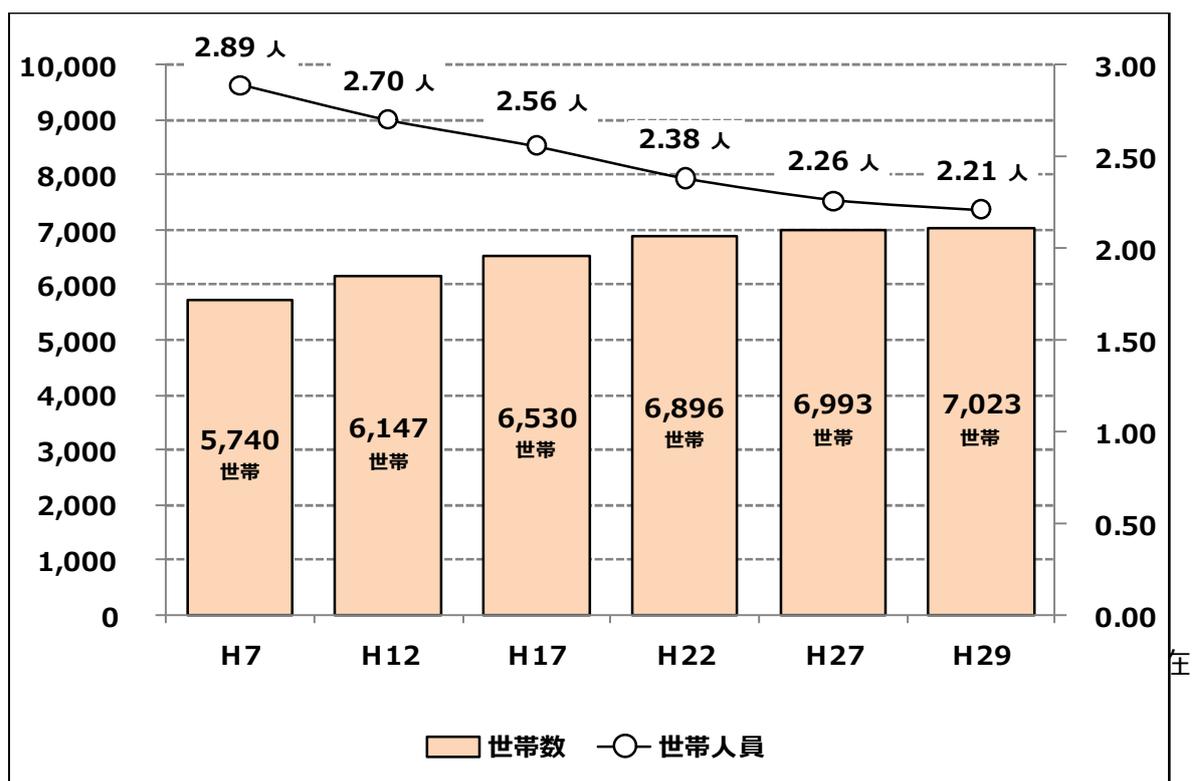
	H7	H12	H17	H22	H27	H29
総人口	16,203 人	16,216 人	16,263 人	15,979 人	15,278 人	15,511 人
年少人口 (0～14 歳)	2,444 人	2,214 人	2,132 人	2,100 人	1,875 人	1,782 人
生産年齢人口 (15～64 歳)	10,563 人	10,319 人	10,112 人	9,295 人	8,250 人	8,351 人
老年人口 (65 歳以上)	3,196 人	3,683 人	4,019 人	4,584 人	5,153 人	5,378 人



資料：平成 7～27 年…国勢調査（企画財政課）※各年 10 月 1 日現在
平成 29 年…年齢別人口調査（町民福祉課）※10 月 1 日現在

II 世帯の推移

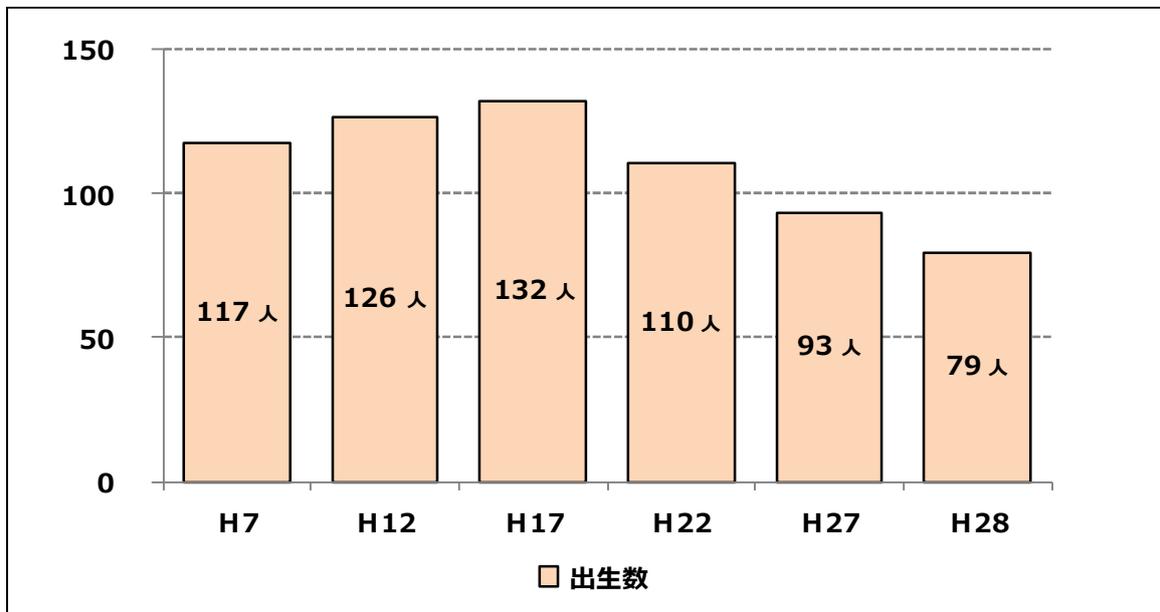
	H7	H12	H17	H22	H27	H29
世帯数	5,740 世帯	6,147 世帯	6,530 世帯	6,896 世帯	6,993 世帯	7,023 世帯
世帯人員	2.89 人	2.70 人	2.56 人	2.38 人	2.26 人	2.21 人



(2) 子どもの状況

I 出生数の推移

	H7	H12	H17	H22	H27	H28
出生数	117人	126人	132人	110人	93人	79人



資料：住民基本台帳（町民福祉課）※各年4月1日～3月31日

II 保育所の入所児童数

保育所名	定員	入所児童数			
		3歳未満	3歳	4歳以上	合計
城南	60人	6人	4人	5人	15人
麻里府	60人	6人	2人	7人	15人
田布施第1	160人	12人	34人	75人	121人
田布施第2	70人	29人	—	—	29人
田布施第3	60人	8人	11人	22人	41人
管外	—	15人	2人	9人	26人
合計	410人	76人	53人	118人	247人

資料：町民福祉課 ※平成29年4月1日現在

III 小学校の児童数

小学校名	児童数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
城南	12人	12人	7人	15人	21人	15人	2人	84人
田布施西	29人	33人	32人	28人	39人	36人	8人	205人
東田布施	43人	45人	57人	50人	34人	55人	10人	294人
麻郷	26人	35人	39人	33人	35人	48人	3人	219人
合計	110人	125人	135人	126人	129人	154人	23人	802人

資料：学校教育課 ※平成29年5月1日現在

IV 中学校の生徒数

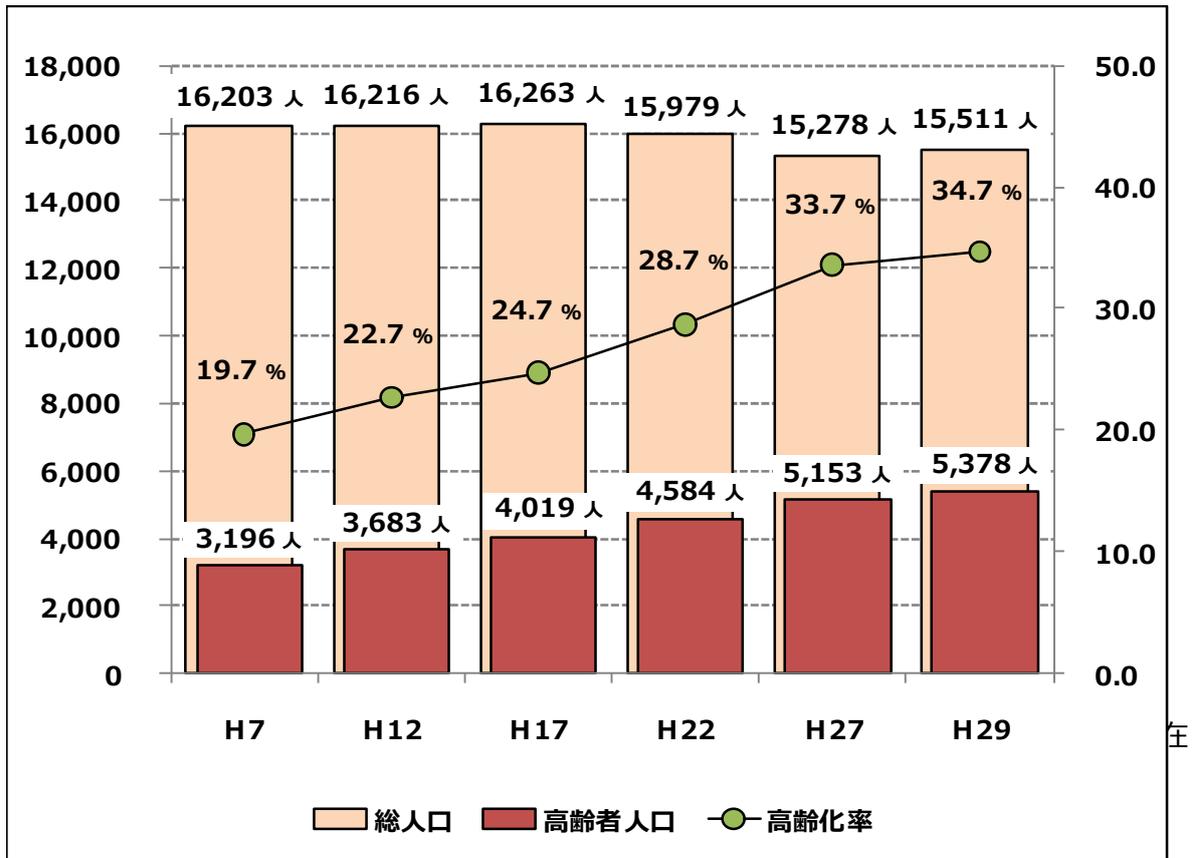
中学校名	生徒数				
	1年	2年	3年	特別支援	合計
田布施	121人	140人	125人	13人	399人

資料：学校教育課 ※平成29年5月1日現在

(3) 高齢者の状況

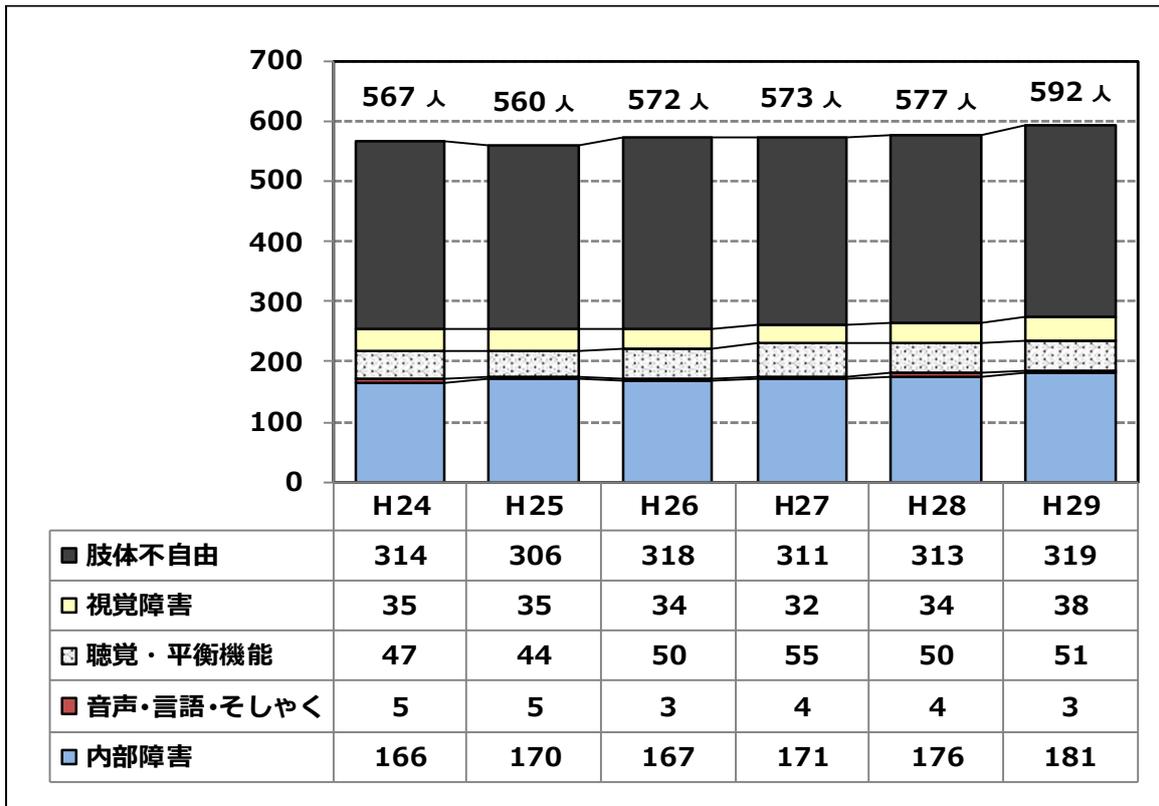
I 高齢者人口の推移

	H7	H12	H17	H22	H27	H29
総人口	16,203 人	16,216 人	16,263 人	15,979 人	15,278 人	15,511 人
高齢者人口 (65歳以上)	3,196 人	3,683 人	4,019 人	4,584 人	5,153 人	5,378 人
高齢化率	19.7%	22.7%	24.7%	28.7%	33.7%	34.7%

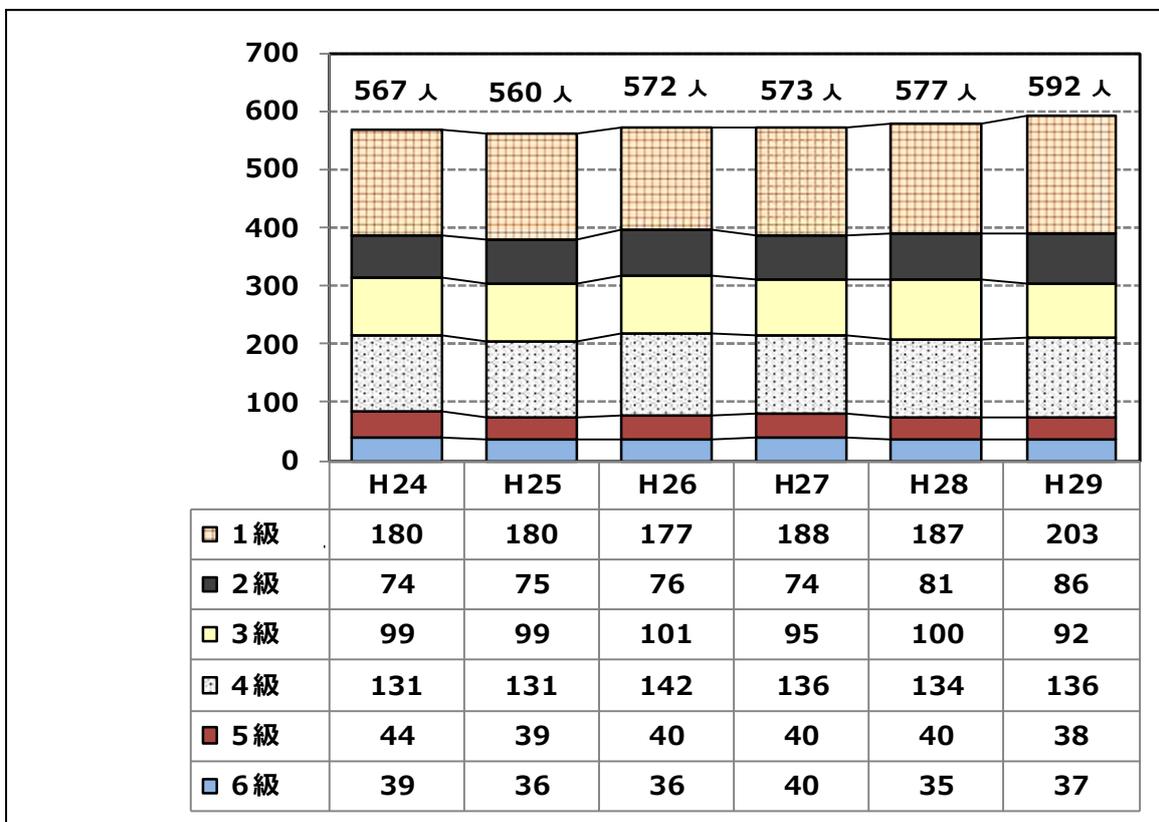


(4) 障がいのある人の状況

I 身体障害者手帳所持者の状況

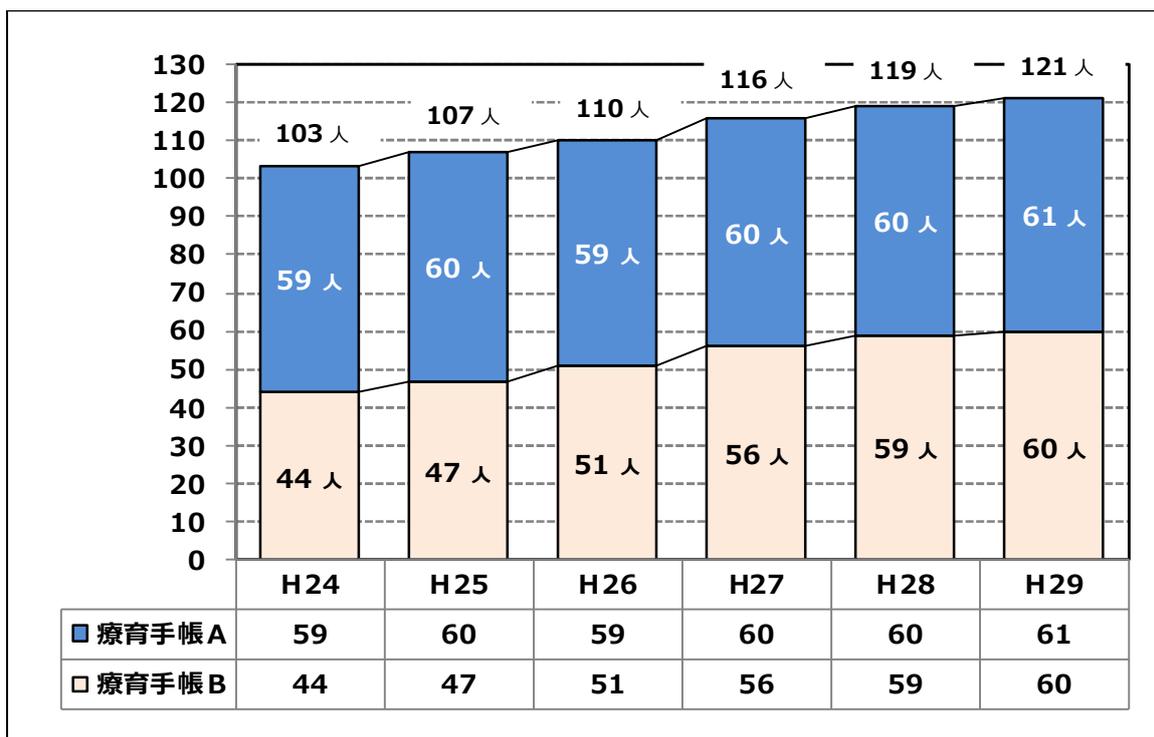


資料：町民福祉課 ※各年4月1日現在



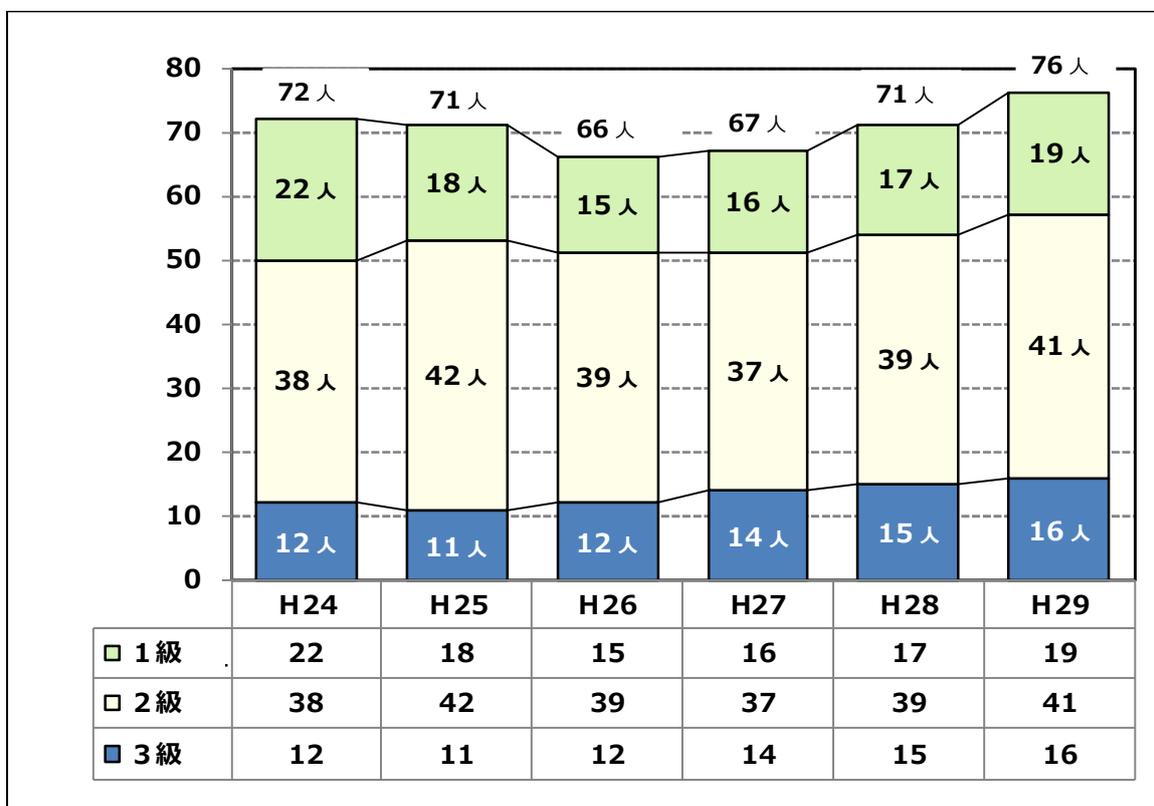
資料：町民福祉課 ※各年4月1日現在

II 療育手帳所持者の推移



資料：町民福祉課 ※各年4月1日現在

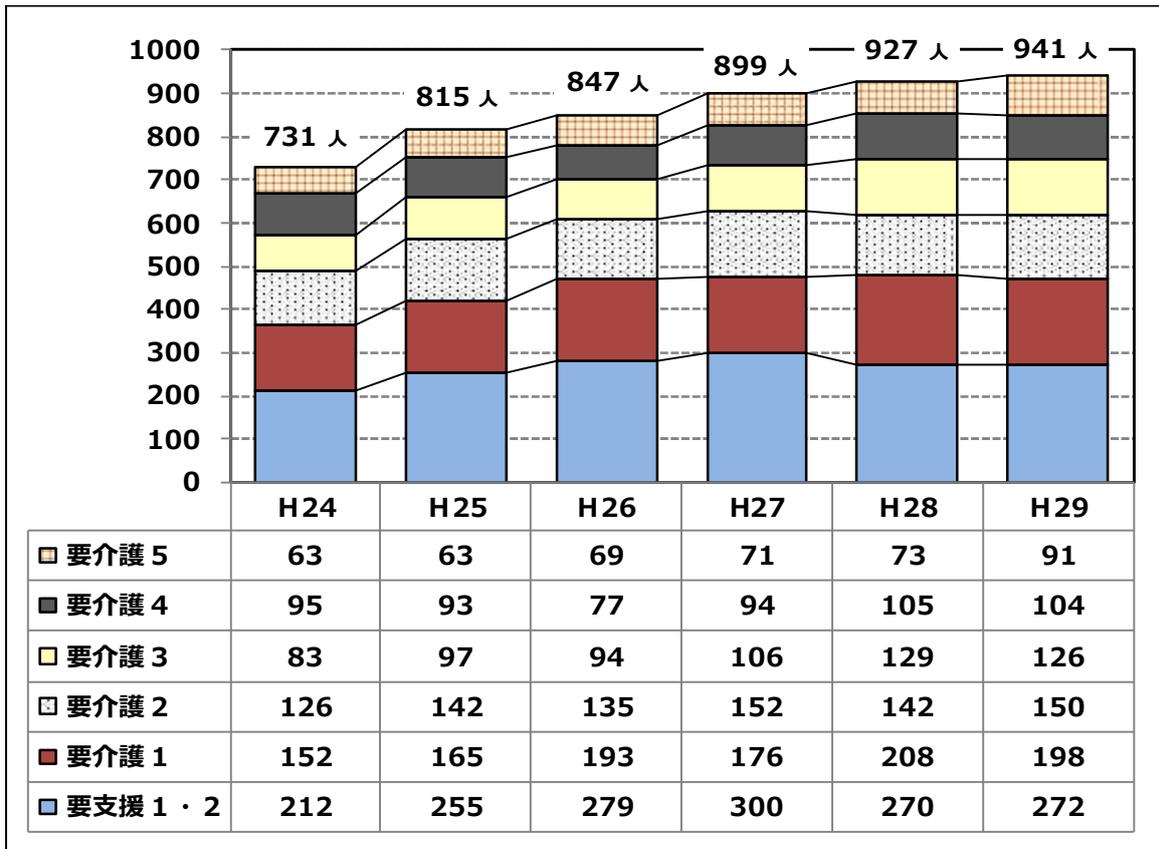
III 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：山口県 ※各年4月1日現在

(5) 介護保険の状況

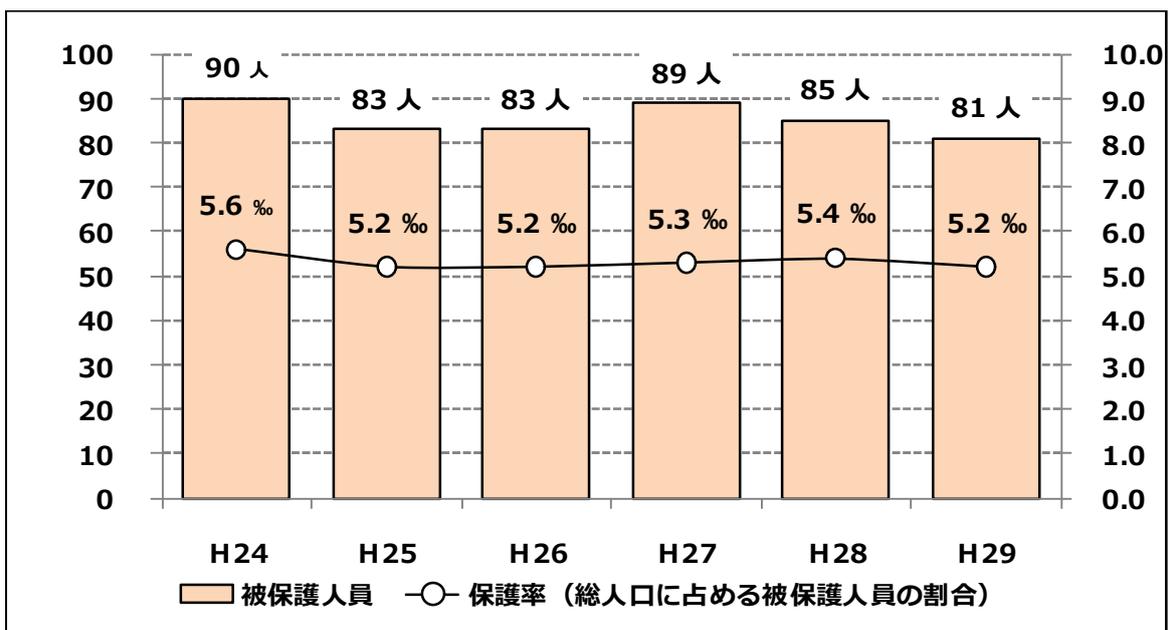
I 要介護（要支援）認定者数の推移



資料：健康保険課 ※各年4月1日現在

(6) 生活保護受給者の状況

I 生活保護の被保護人員と保護率の推移

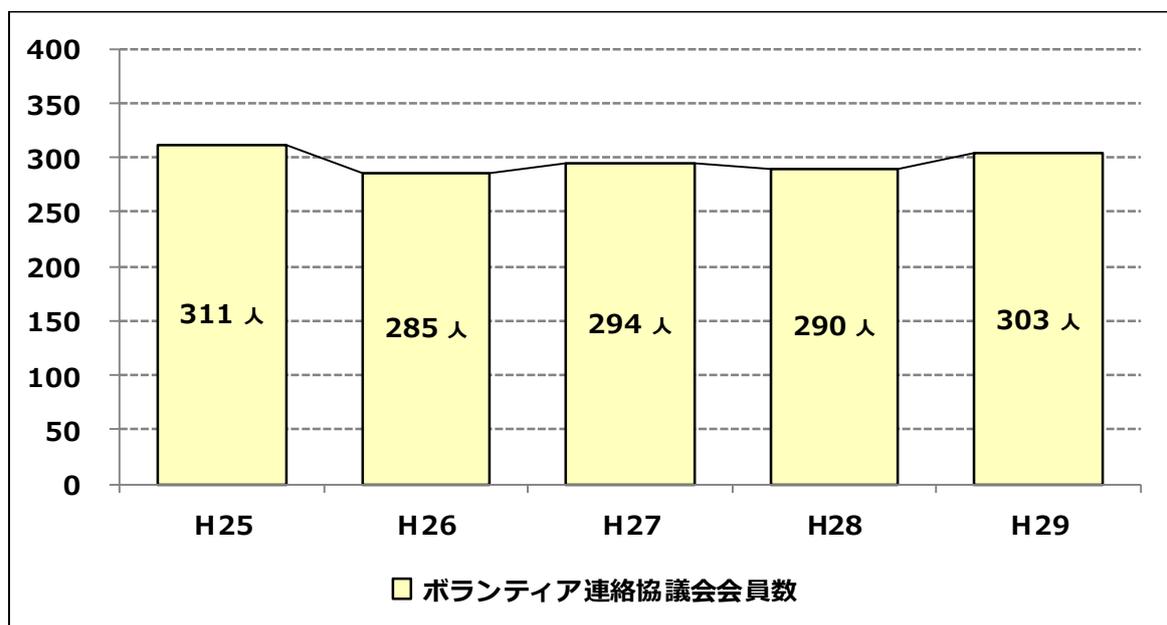


資料：町民福祉課 ※各年4月1日現在

(7) ボランティアグループの状況

I 田布施町ボランティア連絡協議会会員数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29
団体数	26 団体	24 団体	25 団体	23 団体	23 団体
	343 人	308 人	311 人	314 人	310 人
個人	19 人	23 人	30 人	31 人	32 人
合計 (重複を除いた人数)	311 人	285 人	294 人	290 人	303 人



資料：田布施町社会福祉協議会 ※各年4月1日現在

2 住民の福祉に関する意識（アンケート結果より）

① 地域への関わり

近所の人とのつきあいでは、「ほとんど関わりがない」と回答している人が**2.4%**で、「親しくつき合っている人がいる」、「会ったときにあいさつする」、「地域行事や自治会活動で関わる」と回答した人は**96.3%**であったことから、ほとんどの人が地域となんらかの関わりを持って生活しています。

その中で社会的に弱い立場の人への支援については、「支援したい」、「支援したいが何をすればいいのかわからない」との回答が**49.7%**で、町民の約半数が支援することに前向きな回答でした。

しかし、共生社会を築くためにもさらに「あいサポート運動」などを通じた啓発活動を行って、支援をすることに興味を示さない人にできるだけ関心を持ってもらえるような施策が必要であると感じました。

援助が必要なときに、家族や親戚以外で誰に相談しますかとの問いには「近所の人」が「友人・知人」に次いで2番目に多い**30.5%**の人が回答しています。

② 必要とされる施策

必要とされる施策について**30%**を超えて上位を占めた回答について整理すると、下記のとおりとなりました。

・子育ての環境に対する施策

- ① 経済的援助の拡充
- ② 子どもが安心して遊べる施設の整備
- ③ 相談窓口の整備

・高齢者に対する施策

- ① 介護をする家族に対する支援
- ② 介護を受けられる施設の整備
- ③ サロンなど楽しく集まれる場の整備
- ④ やりがいや生きがいづくりの充実
- ⑤ 声掛けなどの見守り活動や安否確認の推進
- ⑥ 介護や福祉サービスなどの情報提供の充実

・障がいのある人に対する施策

- ① 働く場所の確保
- ② 子どもが訓練を受けれる場の確保
- ③ 医療が必要な人への支援
- ④ 公共施設や公園、道路、住宅の環境整備
- ⑤ 相談窓口の充実

・災害時に地域で支え合うための施策

- ①日頃からの近所の人との交流
- ②地域の災害時要支援者を記載した名簿や地図の作成・情報共有
- ③定期的な防災訓練・避難訓練・避難所運営訓練の実施

各施策において、「相談窓口の整備や充実」が回答の上位にランクされました。行政として相談体制の整備や情報提供に関して、啓発活動や組織体制の見直しなどにより、さらに充実した体制整備をおこなっていく必要があります。また、災害時における要支援者の情報共有についても、町が作成している「避難行動要支援者名簿」への登録の促進、町社会福祉協議会で作成している「住民支え合いマップ」の有効活用など今後検討する課題も見つかりました。

「子育てにおける経済的援助の拡充」、「高齢者介護をする家族に対する支援」、「障がいのある人が働くことができる場所の確保」などはアンケートの回答の最上位であり、現在町や町社会福祉協議会が行っている各種の福祉サービスについて、利用しやすい環境づくりや新たなサービスの要望などの集約により、安心して利用できる福祉サービスを展開・推進していくことが求められています。

町や町社会福祉協議会が取り組む優先的な施策では、施設整備やサービスの充実や支援のほか「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」、「福祉活動を行う人の人材発掘・人材育成」、「ボランティアなどの参加の促進や支援」など住民、地域、事業者、ボランティア団体が連携し、情報提供や環境整備を優先して実施するように町や町社会福祉協議会に要望しています。しかし、ボランティア活動に対するアンケートで「活動に参加していない」は **60%** を超えており、今後どのようなボランティア活動に参加したいですかとの回答で **26.6%** が「参加したい活動はない」と回答しています。

町や町社会福祉協議会が住民の活動を支援し、共に支え合える地域社会を実現するためには、このように回答した人にボランティア活動に関心を持ってもらえるような啓発活動や仕組みづくりを進めることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「誰もが しあわせ 実現できる町づくり」

互いに尊重し支えあい、自立した豊かな地域福祉の実現を目指す

本町では、町の最上位計画である第5次田布施町総合計画において「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」を町の将来像として掲げています。しかし、今日ではひとり暮らし高齢者や障がい者などへの生活支援だけでなく、家庭内暴力、ひきこもり、虐待などの新たな福祉の課題も発生しています。

また、生活困窮、子育てと介護のダブルケア、認知症高齢者の徘徊など従来の制度では十分対応できない問題もあります。このような問題を解決するため、国は地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域を共に作っていく「地域共生社会」の実現を提言しています。

本町においても、地域住民の誰もが「地域で自分らしい生活を安心しておくれる社会」をつくるため、行政・企業・民間団体・地域住民が一体となってこれらの課題に取り組んでまいります。

2 基本目標

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、住民・関係機関、各種団体と行政が連携し、地域社会が互いに助け合い、支え合う仕組みづくりを推進し、地域社会を構成している全ての人々が自らの役割と責任を果たしながら、高齢者や障がいのある人などが暮らしやすい、開かれた社会づくりを促進します。

基本理念を実現するために2つの基本目標を定め、行政や社会福祉協議会、住民の役割を明確にし、それぞれの取り組みを推進していきます。

I 安心して生活できる地域づくり

II 地域福祉を推進するための体制づくり

3 計画の体系

基本理念

誰もが しあわせ 実現できる町づくり

基本目標Ⅰ

安心して生活できる地域づくり

- 1 ふれあいの機会・場の提供
- 2 相談機関の連携と相談活動の充実
- 3 情報提供体制の整備
- 4 見守り体制の強化
- 5 災害時の支援の強化
- 6 生活困窮者対策
- 7 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

基本目標Ⅱ

地域福祉を推進するための体制づくり

- 1 地域包括ケアシステムの構築
- 2 権利擁護体制の充実
- 3 人権・男女共同参画の啓発
- 4 子育て支援体制の構築
- 5 社会福祉協議会の機能強化
- 6 ボランティア人材育成

第 4 章 地域福祉推進のための取り組み

基本目標Ⅰ 安心して生活できる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して生活を送るためには、地域での支え合いが必要です。子育て世代や高齢者、障がいのある人など支援を必要とする人たちが地域の中で、その人らしい生活を主体的に送ることができる地域を目指します。

1 ふれあいの機会・場の提供

地域の人が親しく語り合い、ふれあえる機会を増やし、人と人の繋がりを深めていくことで、地域の見守りや支え合いの基礎づくりを行います。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none">◎日ごろから挨拶や声かけなどを行い、近隣の住民と良好な関係を築きます。◎地域活動に積極的に参加し、よりよい関係の構築を図ります。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">◎地域の人とのふれあいの機会や場を作るための支援を行います。◎住民の「居場所」づくりのための取り組みを推進します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">◎高齢者等、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の開設を支援し、交流の機会の確保を図ります。◎「ふれあい・いきいきサロン」の増設や担い手を育成するための研修会を開催します。

2 相談機関の連携と相談活動の充実

日々の生活の中で、困ったり悩んだりした時や支援が必要になった時、気軽に相談しようと思える人や機関が一人でも一つでもあることが重要です。どのような相談内容でも、専門機関が連携することで適切な支援を行うことができます。また、民生委員・児童委員など地域に近い相談員の資質向上に努め、相談活動を充実させていきます。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none">◎どんな些細なことでも一人で悩まず、身近な人に相談します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">◎専門機関との連携を強化し、情報共有を図りながら適切な支援を行います。◎相談窓口の一本化や、相談しやすい窓口の設置を推進します。◎相談内容に応じて、適切な相談機関等へ繋げていきます。◎困りごと相談、無料法律相談の実施。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">◎住民が心配ごと等を民生委員・児童委員に気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員の活動を紹介し、理解促進を図ります。◎相談関係機関との連携を強化し、情報共有をしながら問題解決に努めます。

3 情報提供体制の整備

住民が行政からの情報を得る方法として、町広報紙や社協だより、ホームページ、配信メールなどがあります。多くの高齢者はパソコンやスマートフォン、携帯電話でインターネットやメールを使って情報収集することは難しく、紙媒体の情報が非常に重要となります。

広報やホームページを見やすく誰もが理解しやすいものにするとともに、高齢者など支援が必要な人については、日頃、住民と接する機会の多い民生委員や福祉サービス事業者などと連携し、情報提供を充実させていきます。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none">◎ 広報紙やホームページなどをしっかり読んで、必要な情報を入手します。◎ 「田布施町メール配信サービス」の登録をして、様々な情報を入手します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">◎ 町広報紙やホームページを高齢者や障がいのある人にも見やすく分かりやすいものにします。◎ 福祉関係事業者等と連携し、必要な人に必要な情報提供を行える体制を構築します。◎ 「田布施町メール配信サービス」を利用して、様々な情報を提供するように努めます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">◎ 社協だよりやホームページを活用して、幅広い世代への福祉情報の周知に努めます。◎ 民生委員・児童委員やボランティアなど地域で見守りを行う人と連携して情報提供を行います。

4 見守り体制の強化

どれだけ相談窓口が充実しても、なかなか自分から相談できない人や、相談することができない状況になってしまう人はいます。支援の必要な人を発見するためには見守り体制が充実しなければなりません。

特に高齢者では、認知症の疑いのある人を早期に発見することができれば、適切な支援を行うことで認知症の進行を遅らせることができます。また近年は高齢者を狙った詐欺事件など消費者被害が増加していることもあり、被害を未然に防ぐためにも見守りや声かけの強化が求められます。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none">◎ 地域で支援が必要な人をみんなで見守り、何か問題があれば相談機関に連絡をします。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">◎ 「高齢者見守りネットワーク」体制を強化し、徘徊の心配などがあるため、事前登録をしている人の日頃からの見守りを充実させます。◎ 「防犯パトロール隊」による見回りを強化するため、参加者を増やす取り組みを行います。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">◎ 福祉の輪づくり運動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。

5 災害時の支援の強化

近年、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害や、県内では大雨による自然災害が多発したことなどにより町民の防災意識は高まっています。災害による犠牲者を出さないためには、防災訓練や避難準備などの日頃からの備えと、地域住民のつながりによる支え合いが重要となります。

災害時、一人では避難ができない人については、地域の支援者や行政が連携して支援を行います。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none">◎地域の防災訓練への参加や各種防災マップにより、地域や家庭で災害が起きたときの準備をしておきます。◎災害時に自力で避難ができない人は、「避難行動要支援者」への登録を行っておくなど災害に備えた準備をします。◎避難行動に支援が必要な人を事前に把握しておき、災害時の避難の方法の検討や、日常的な見守りを通じて、地域の人と良好な関係を構築します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">◎「避難行動要支援者制度」について周知し、地域の支援者や関係機関と連携し、災害時の支援体制を整備します。◎障がいのある人や介護の必要な人が安心して避難できるよう「福祉避難所」の体制を整備します。◎地域の自主防災活動に対し、研修や情報提供など体制強化のための支援を行います。◎「地域ぐるみの防災キャンプ」を実施し、防災についての理解促進を図ります。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">◎町内の災害ボランティアの育成・支援を行います。◎災害時に町が設置する「災害ボランティアセンター」の適切な運営のため、平時から十分な準備を行います。◎いざという時のために「救急医療情報キット」を配布し、緊急時に迅速な対応ができる体制を整備します。

6 生活困窮者対策

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。生活困窮者に対し、自立支援相談事業の実施、住居確保給付金等の支援を行うための所要の措置を講ずることとしております。自立相談、就労準備、家計相談など、これまで行っていた自治体とハローワークが一体となった就労支援から、さらに踏み込んだ多様な支援を行い、失業者やニート、引きこもりなど様々な要因で生活困窮に陥って、地域での生活が困難になっている人に対し、その人の状況にあったサービスを提供し、自立に向けた支援を行います。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活に困ったら、役場や社協、東部社会福祉事務所などに相談します。 ◎近くに生活で困っている人がいたら、役場や社協、東部社会福祉事務所などに連絡します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎社協や東部社会福祉事務所、ハローワークなどと連携し、生活困窮者の早期発見に努めます。 ◎生活困窮者の住居や就労の場を創出します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域の身近な相談先として、相談体制を整備する。 ◎町や関係機関との連携を図り、生活困窮者を地域で支援する仕組みや体制づくりを行います。

7 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がいのある人が地域で生活していく上で、障壁（バリア）となっているものは物理的なものだけでなく社会的、制度的、心理的なものなど様々です。そのような全ての障壁（バリア）に対処するという考え方（バリアフリー）とともに、施設や製品は誰もが使いやすく利用しやすいものにするという考え方（ユニバーサルデザイン）に基づいた取り組みを推進します。

また、山口県が行っている「あいサポート運動」の推進について積極的に取り組みます。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎障がい特性や高齢者の特徴を理解し、支えあうことで心のバリアフリーを行います。 ◎「あいサポーター」となり障がいのある人への支援の輪を広げていきます。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎公共施設のバリアフリー化を推進する。 ◎障がい者雇用の促進のためハローワークや福祉事業者との連携を強化する。 ◎ユニバーサルデザイン製品の普及促進を行います。 ◎「あいサポーター」の養成、「サポートマーク」の普及、「あいサポート運動」の啓発を行います。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域や学校で、障がい者や高齢者の移動や生活の困難さを疑似体験するなどの研修や講習を行い、ユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性の理解に努めます。 ◎福祉車両の貸し出しを行い、車イスで生活をしている人などの移動を支援し、社会参加の促進を図ります。

基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための体制づくり

基本目標Ⅰの「安心して生活できる地域づくり」を行うため、行政や社協が中心となって地域での連携を推進するためのネットワークの構築に取り組みます。また、支援をする側の体制を整備し、地域福祉を推進します。

1 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、医療・介護が連携し、介護予防や住まい、生活支援などを包括的に確保する体制を言います。

医療や介護サービス事業者、関係機関の連携だけでなく、地域住民の主体的な取り組みや、ボランティアによる支援活動を推進し、よりよい体制の構築に向けた取り組みを行います。

また、国が推進している精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築を検討していきます。

住民の役割	◎介護予防や健康づくりを積極的に行うなど、介護が必要な状態にならないように努めます。 ◎地域で支援を行うボランティアとして活動を行います。
行政の役割	◎医療機関や介護サービス事業所との更なる連携・情報共有を図り、体制の強化を行います。 ◎介護予防や健康づくりのための事業を推進します。
社協の役割	◎地域の支援ボランティアの育成を行います。 ◎地域の住民が抱える問題を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行います。

2 権利擁護体制の充実

福祉サービスを利用する人が高齢や障がい等によって判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである「成年後見制度」を推進し、制度や事業に関する啓発を行います。

また、行政・社協・福祉関係機関による連携に家庭裁判所・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会など司法分野との連携を強化し、成年後見制度の利用を促進するためのネットワークを整備します。

住民の役割	◎権利擁護が必要と思われる人の早期発見のため、地域の見守り活動を行います。
行政の役割	◎成年後見制度や権利擁護事業の利用促進、普及啓発を行います。 ◎「成年後見制度利用促進連携ネットワーク」を構築するため、司法分野の関係機関等との連携を強化します。
社協の役割	◎日常生活自立支援事業を行う専門員や生活支援員の資質向上に努めます。

3 人権・男女共同参画の啓発

人権問題に対する理解不足や誤った認識による差別や偏見のない地域社会、男性も女性もあらゆる分野で対等に活躍できる地域社会の実現を目指します。また、虐待やDVによる被害を未然に防ぐための見守りや相談体制を整備します。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none">◎人権問題に対する正しい知識が持てるよう、人権に関する理解を深めます。◎虐待やDVの疑いがある人を見つけた場合は、すぐに相談機関へ通報を行います。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">◎人権侵害や差別をなくすための啓発・教育を行います。◎虐待に対し早急な対応ができる体制を整備し、関係機関との連携を強化します。◎子育てや介護をしている人の支援を行い、男女共同参画を推進します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">◎男性も女性も活躍できるボランティア活動の場を開拓します。◎地域の見守りボランティアを育成し、虐待やDVを未然に防ぐための相談体制を整備します。

4 子育て支援体制の構築

地域全体で取り組む子育て・親育てを推進するためには、家庭・学校・地域・企業・行政など社会全体で、それぞれの役割を担いながら連携と協力を持って取り組むことが重要です。また、児童虐待など要保護に対する迅速な対応も求められています。安心して子どもを産み、育てられるよう、子育て支援に関する施策の指針となる「田布施町子ども子育て支援事業計画」により、子ども子育て支援事業の推進、家庭・地域の子育て支援、保育サービスの充実、ひとり親家庭への支援などを総合的・計画的に推進します。

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、地域の様々な関係機関と情報を共有しネットワークを構築する「子育て世代包括支援センター」を整備します。妊産婦・乳幼児等の情報を一元化し把握することで適切な支援と事後のフォローアップを行うとともに、関係機関の連携を強化し地域との協力関係を推進します。

住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎子育ての悩みがあれば、1人で悩まず相談機関に相談します。 ◎泣き声など児童虐待が疑われた時は、すぐに関係機関に通報します。 ◎防犯パトロールなどの見守りとあいさつ・声かけなどを行います。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎虐待の未然防止・早期発見のため、見守りや相談体制を強化します。 ◎妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない総合的な相談支援をワンストップ拠点で提供する「子育て世代包括支援センター」を整備し、子育てに関する関係機関の連携を強化し、地域との協働を推進します。 ◎「幼保小中連携会議」をとおして支援の必要がある児童の早期発見に努め、適切な支援につなげます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◎子育てボランティアの育成・支援を行います。 ◎関係機関との連携を強化し、民生委員・児童委員による地域の実態把握や見守り相談活動を充実させます。 ◎ひとり親家庭の各種支援制度の活用を促進します。

5 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、地域に近い存在として住民の相談窓口、各専門機関との密接な連携など地域福祉の中心的な役割を担うことが期待されます。

地域の特性に合ったサービスの提供やボランティアの育成を一層推進するため、組織の機能強化を行います。

住民の役割	◎社会福祉協議会が行っている事業をよく知り、活動へ協力をします。
行政の役割	◎社会福祉協議会の運営費の助成や業務連携を充実させ、協働による地域福祉の推進を行います。
社協の役割	◎社会福祉協議会の活動内容を住民に知ってもらうため、情報提供や広報を積極的に行います。 ◎地域のニーズを把握し、より良いサービスの提供を行います。 ◎災害に備えてボランティアを育成します。 ◎町や福祉関係団体等との連携強化に努めます。 ◎福祉の輪づくり運動を推進します。

6 ボランティア人材育成

社会福祉協議会の重要な役割の一つとして、ボランティア人材の育成があります。大規模な災害が起きたとき、行政や社協の職員だけでは対応できません。そのような時に力を発揮するのがボランティアです。また、日頃の地域の見守りや、社協の活動も、多くのボランティアの協力があるからこそ実施することができます。地域でボランティアに携わる人を一人でも多く育成し、地域福祉の向上に努めます。

住民の役割	◎ボランティアに興味をもち、研修や活動に積極的に参加をします。
行政の役割	◎社会福祉協議会と連携し、住民のボランティア意識高揚のための取り組みを推進します。
社協の役割	◎幅広い分野でのボランティアを育成できるよう、様々な情報発信を行います。 ◎ボランティアについての研修会や講習会を実施し、ボランティア人材の育成や資質向上を図ります。 ◎ボランティア祭りを開催し、住民のボランティアへの理解や興味関心を高めます。

第 5 章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

この計画は、福祉、保健、医療、介護、子育て、男女共同参画、人権など幅広い領域を含んでいます。そのため、計画の理念に沿って推進をするためには、町と町社会福祉協議会をはじめとして、住民、福祉関係団体、福祉施設、企業など、様々な主体が協働することが必要です。

また、個人、家族を含めた地域社会全体で共に支え合い、共に助け合うという考え方の普及を図ることが重要であるため、広報活動などを通じ広く住民参加を呼びかけるとともに、町と町社会福祉協議会が連携を強化し「地域共生社会」の実現に向けた推進体制を確立します。

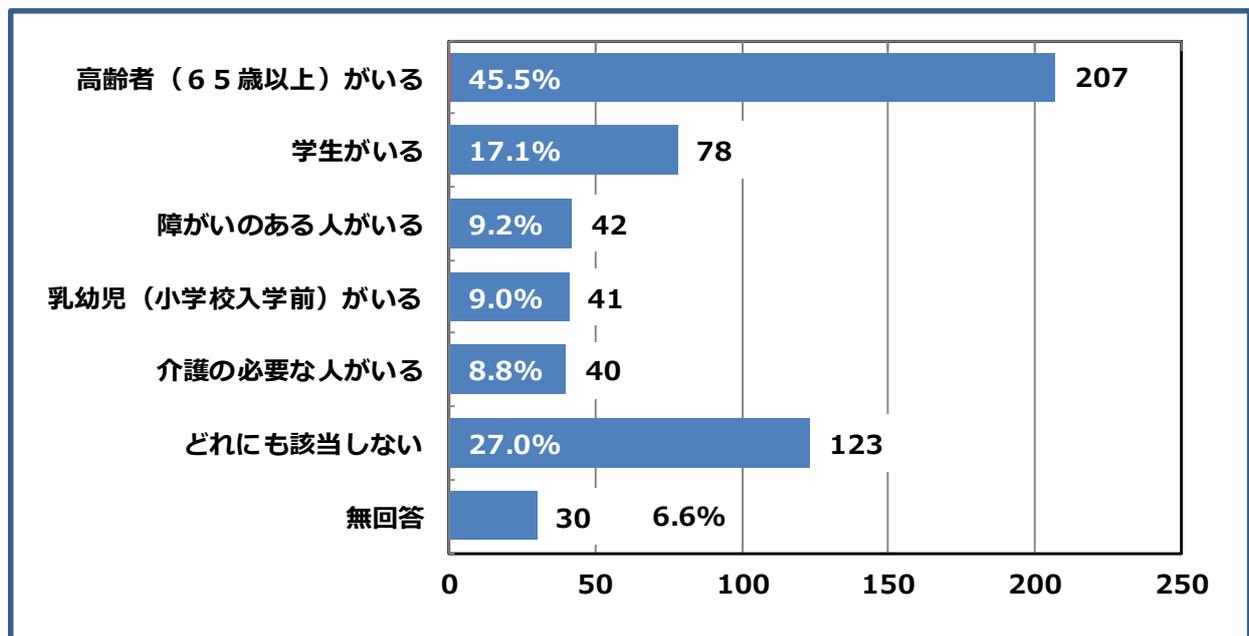
2 計画の評価

計画の推進にあたっては、各分野の事業の実施状況や計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行い、柔軟に運用していきます。

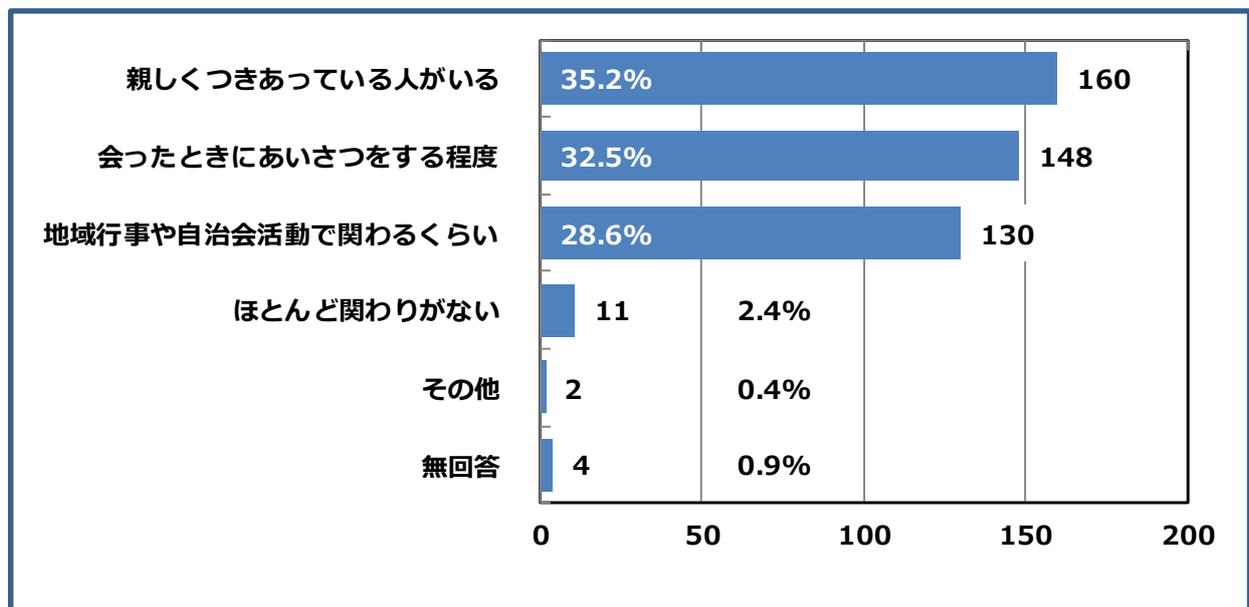
資料編

1 町民アンケート調査結果

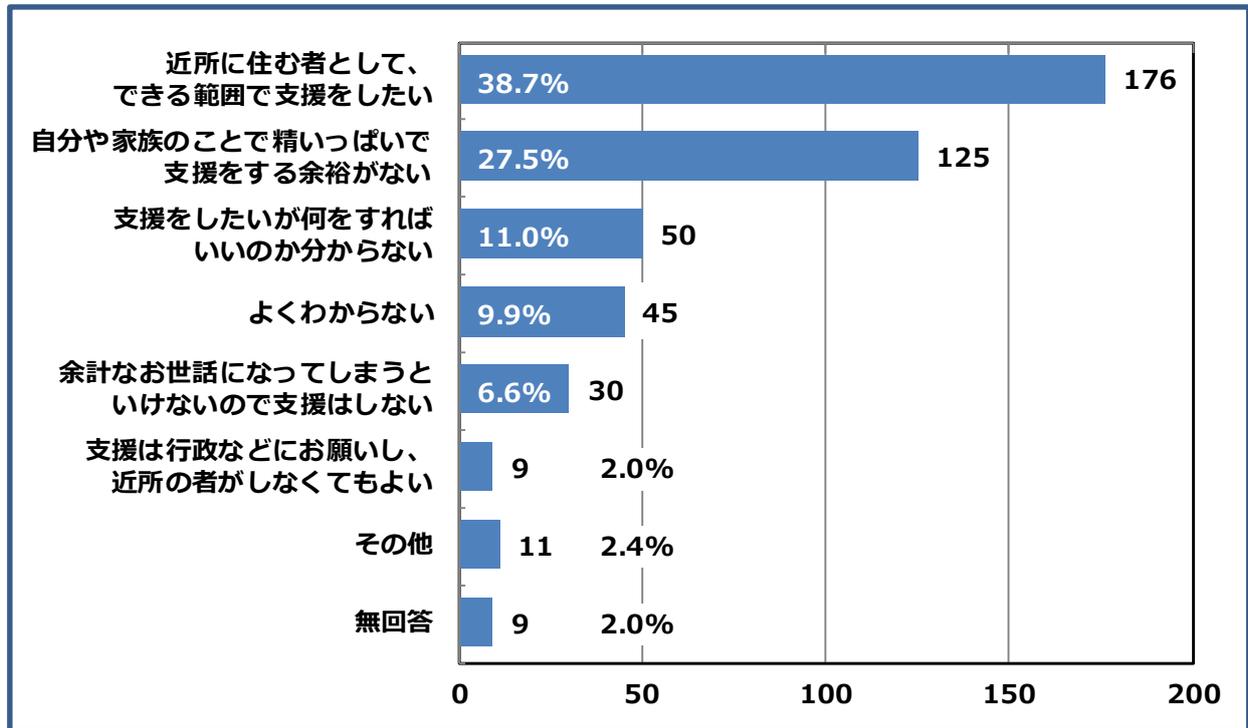
問1 同居家族の状況（複数回答）



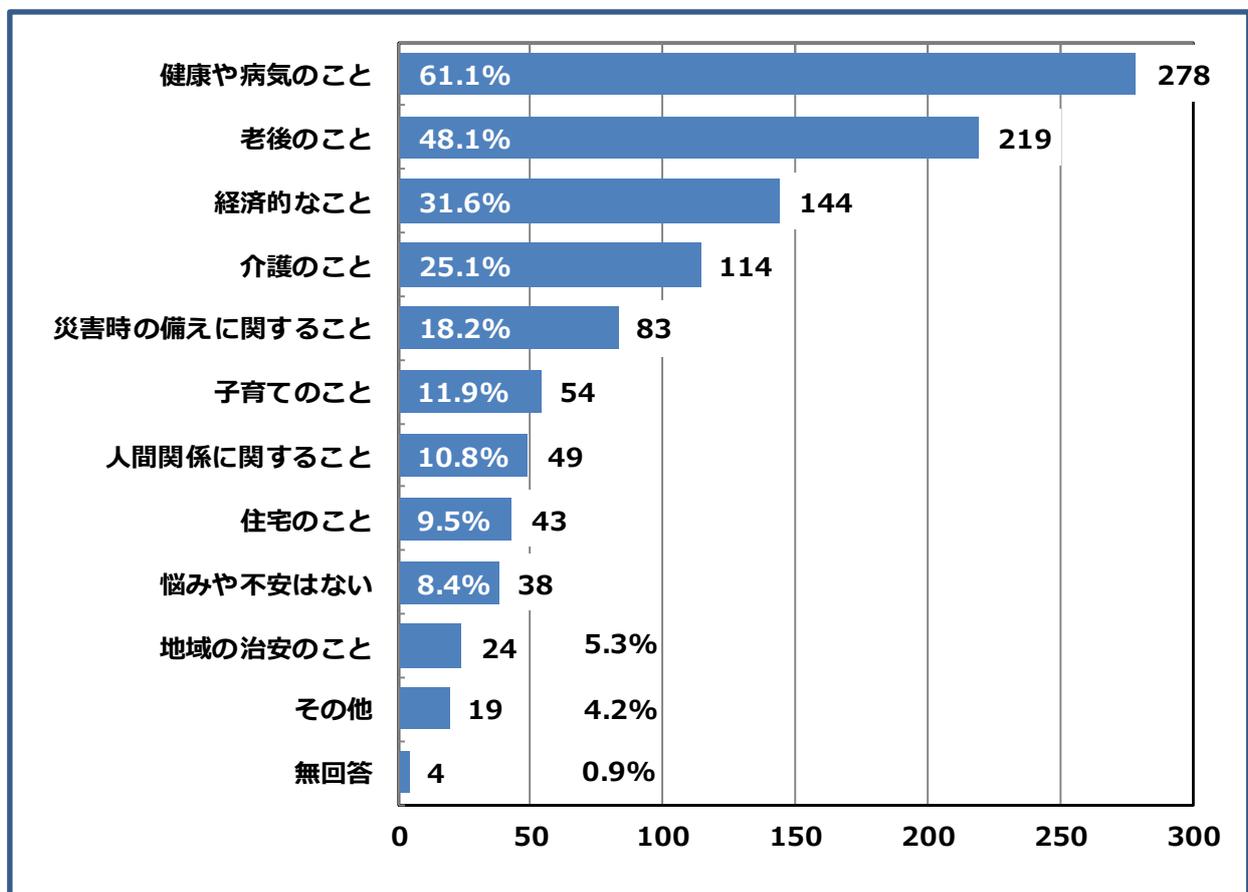
問2 近所の人とどの程度のおつきあいをしていますか。



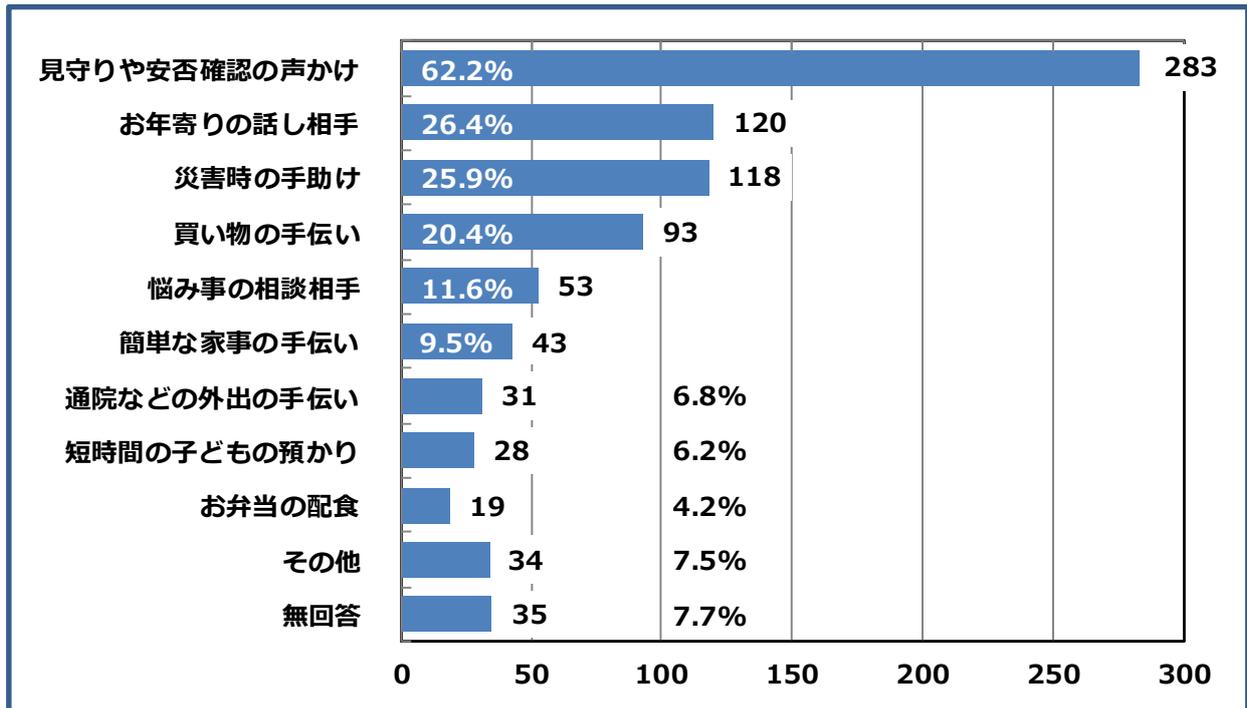
問3 近所で何らかの支援を必要としている人（1人暮らしの高齢者・介護をしている 家族・子育て中の家族など）への支援（日常生活の手助け、お手伝い）について、あなたの考えに最も近いのはどれですか。



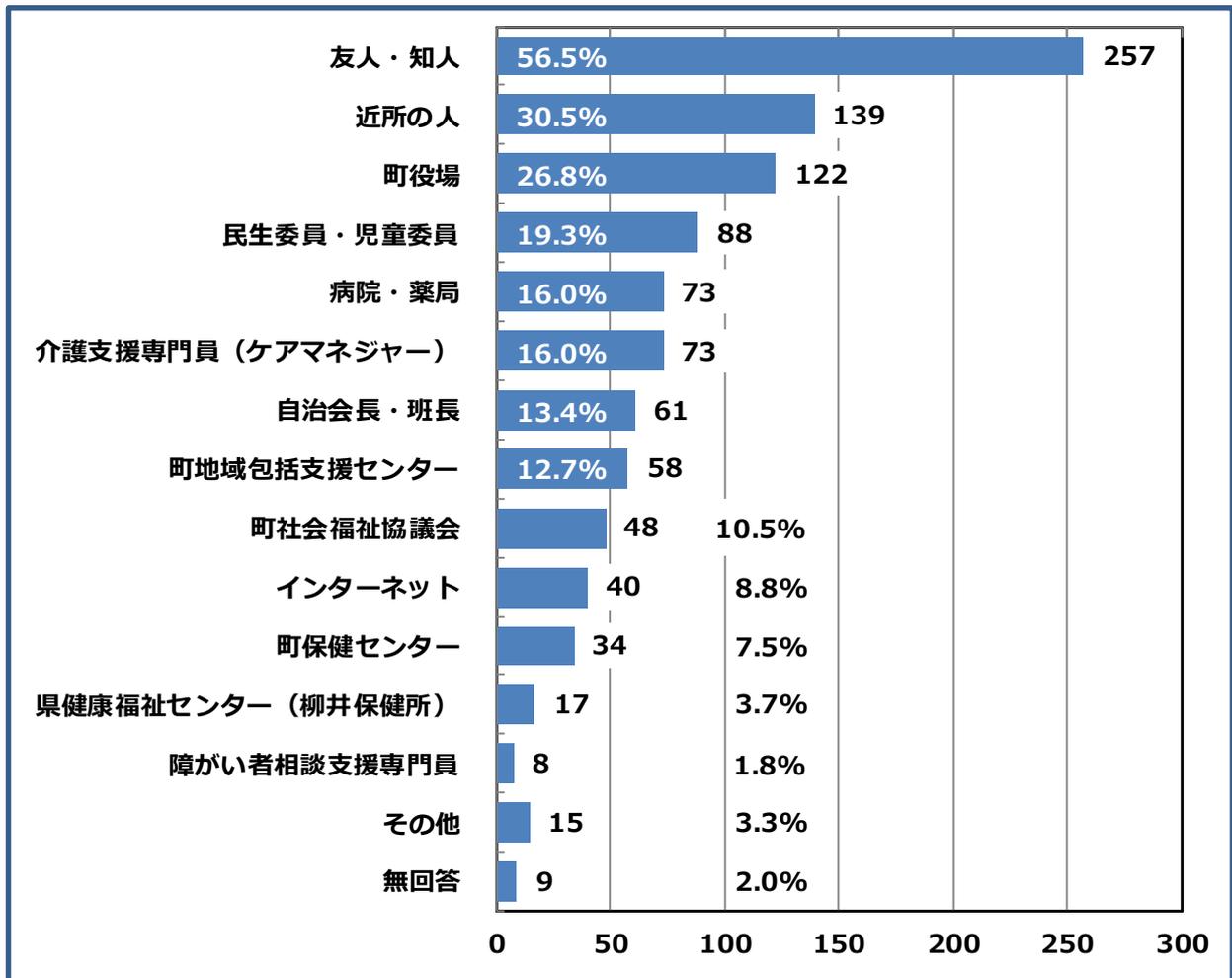
問4 日常生活においてどのような悩みや不安を感じていますか。（複数回答）



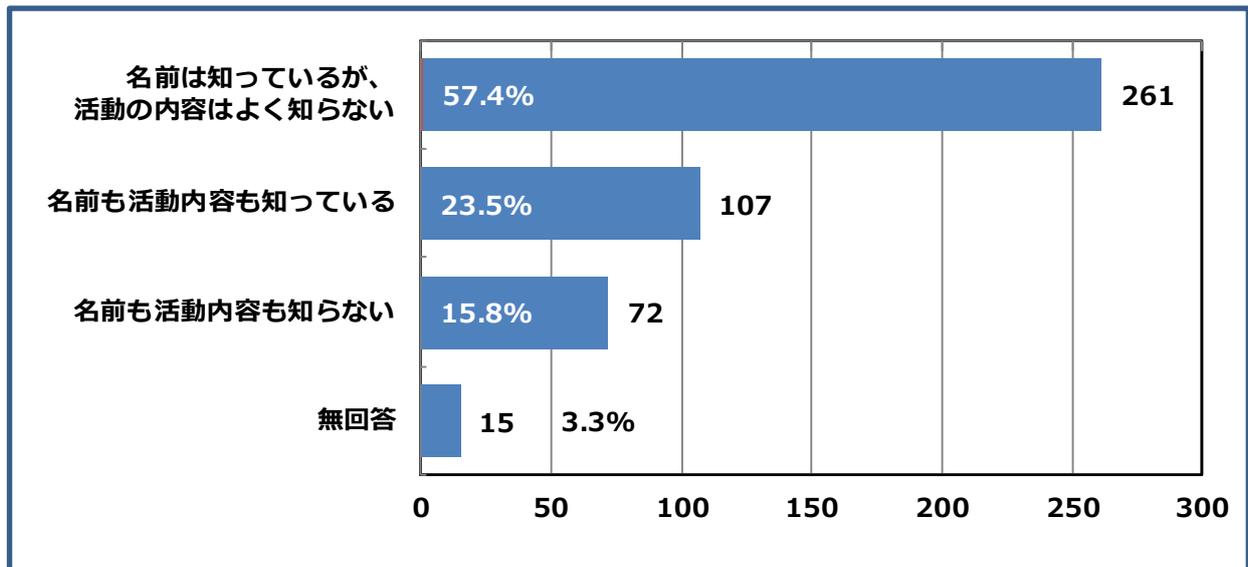
問5 介護や子育てで困っている家庭に、あなたはどのような手助けができますか。(複数回答)



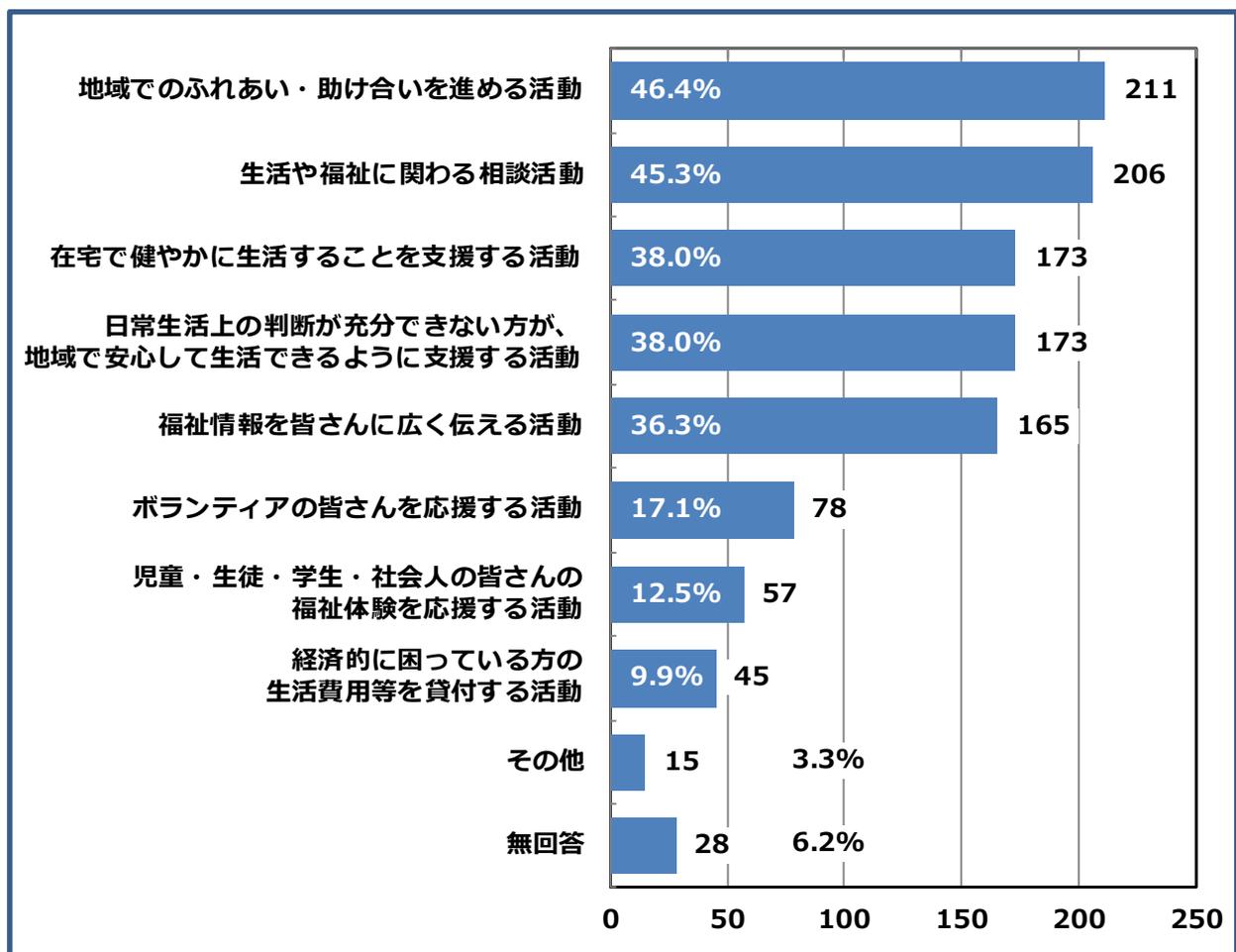
問6 誰かの援助が必要なとき、家族や親戚以外で誰に（どこに）相談しますか。(複数回答)



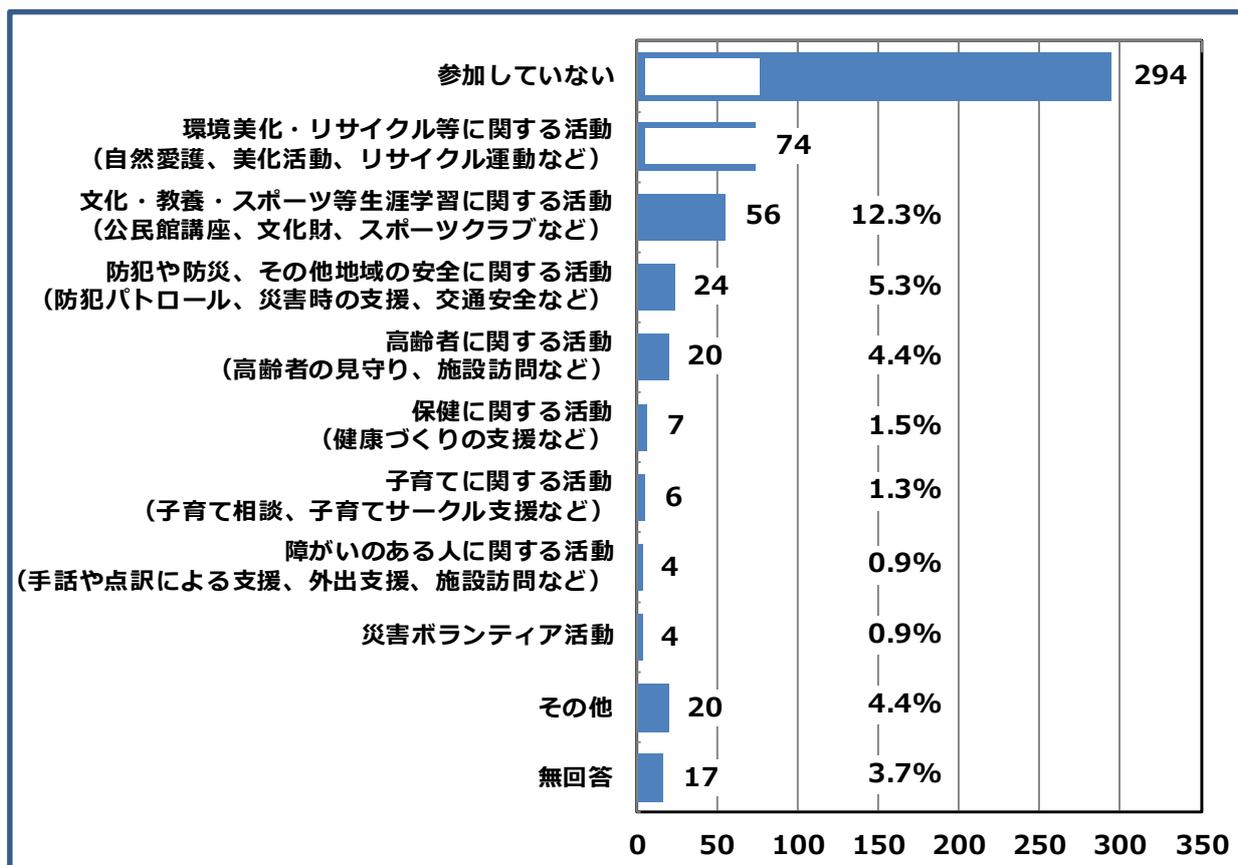
問7 町社会福祉協議会を知っていますか。



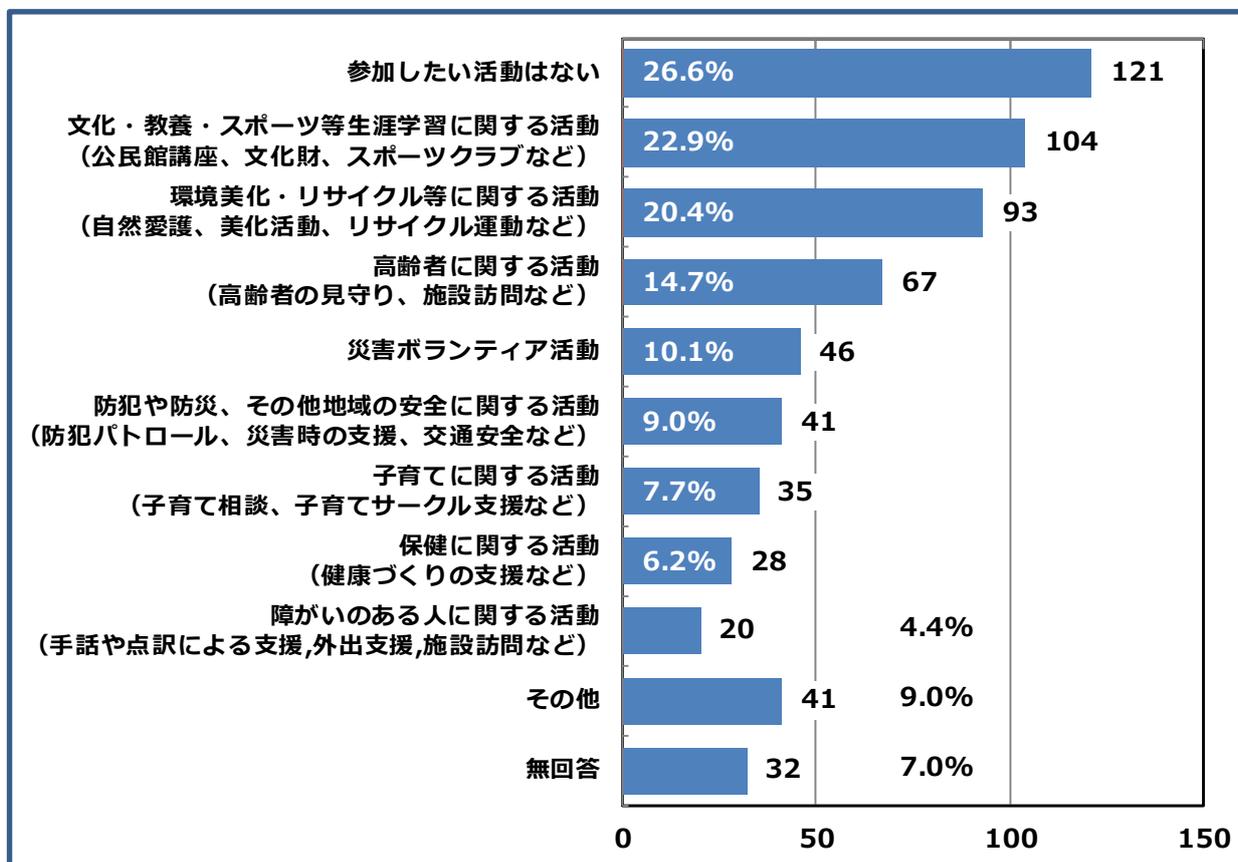
問8 町社会福祉協議会は、どのような活動に重点を置いて活動を行うべきだと思いますか。
(複数回答)



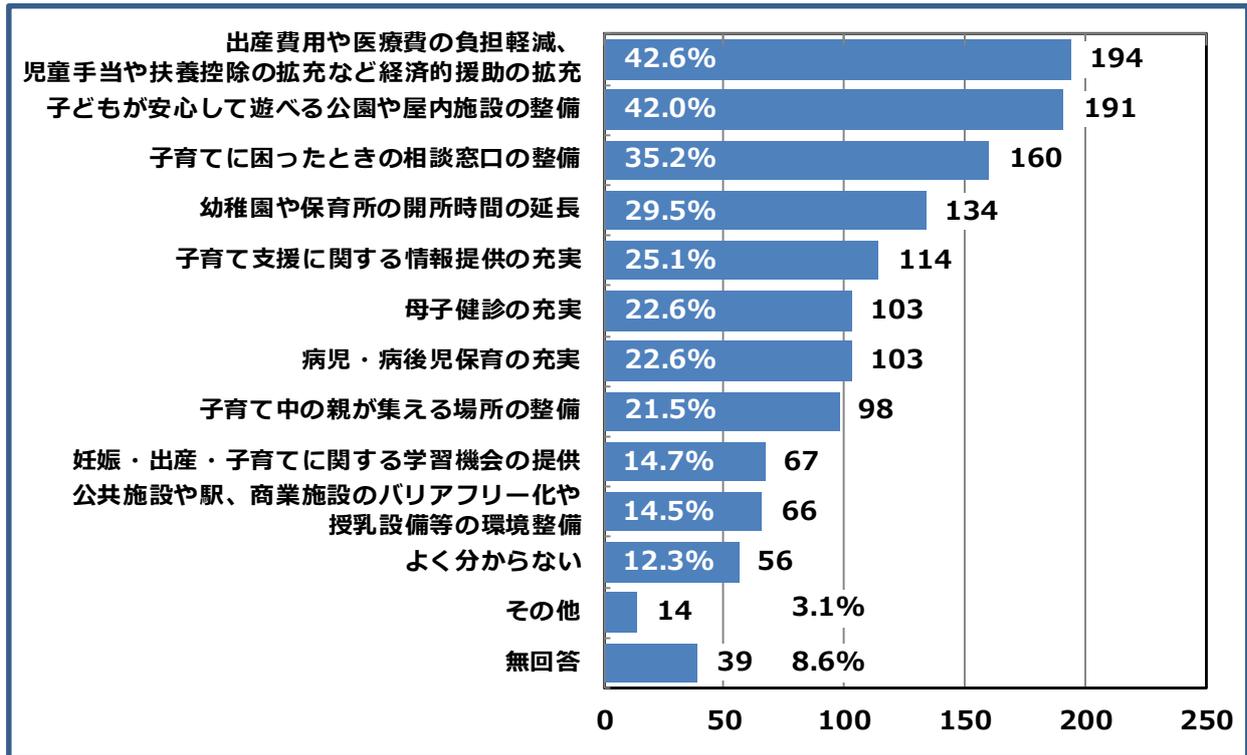
問9 日ごろ、どのようなボランティア活動に参加していますか。(複数回答)



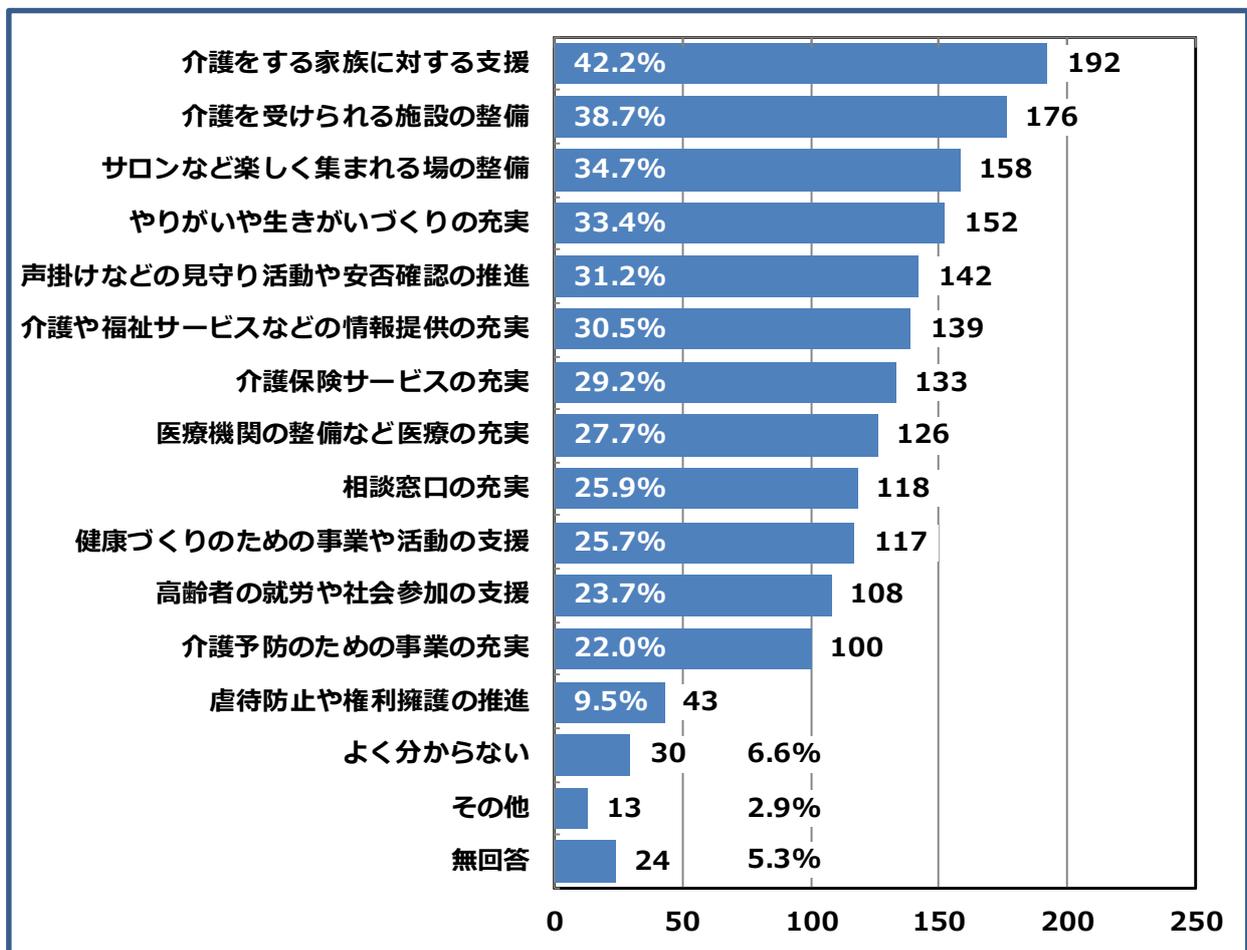
問10 今後、どのようなボランティア活動に参加したいですか。(複数回答)



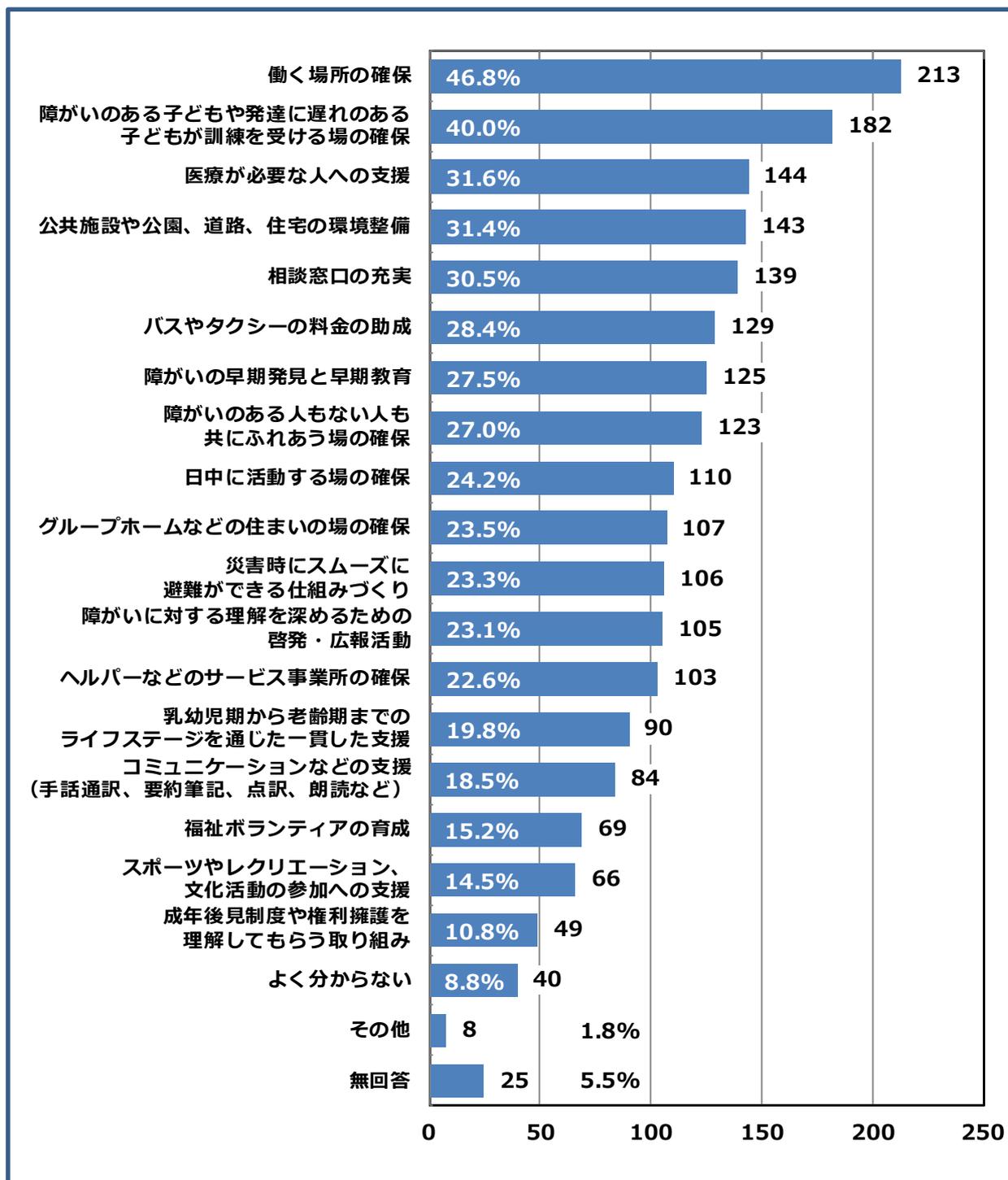
問1 1 子育てをしやすい環境を整備するためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



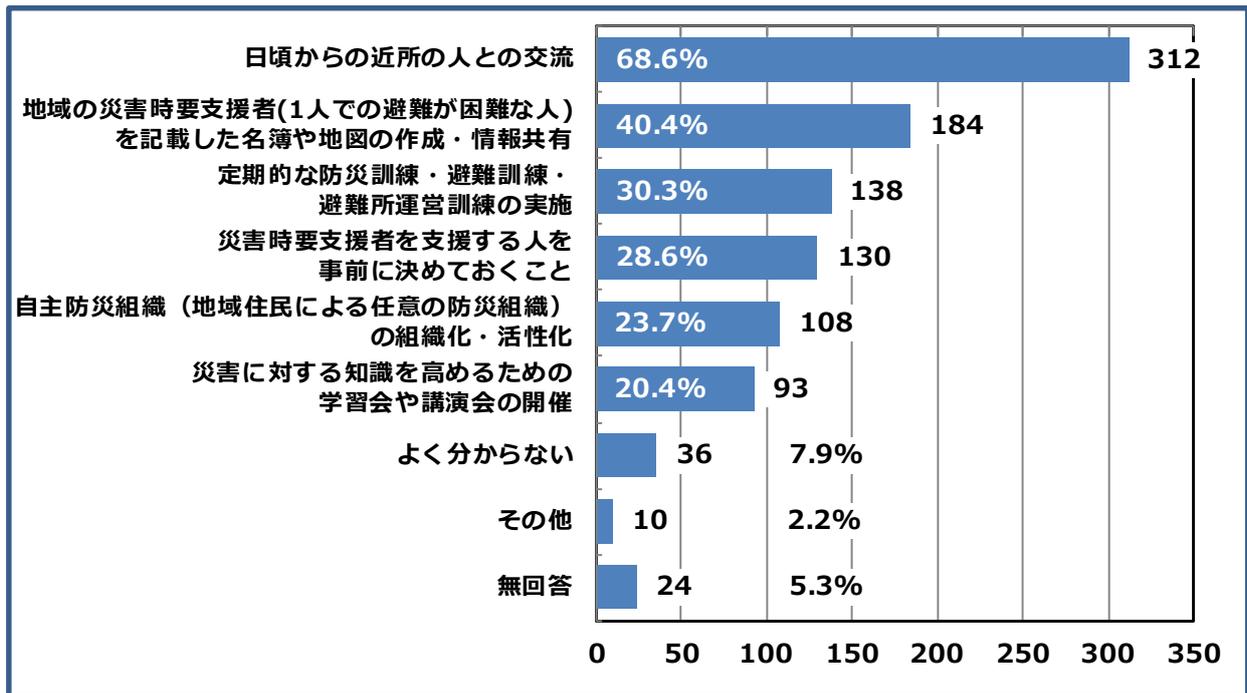
問1 2 高齢者が健康でいきいきと暮らしていくためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



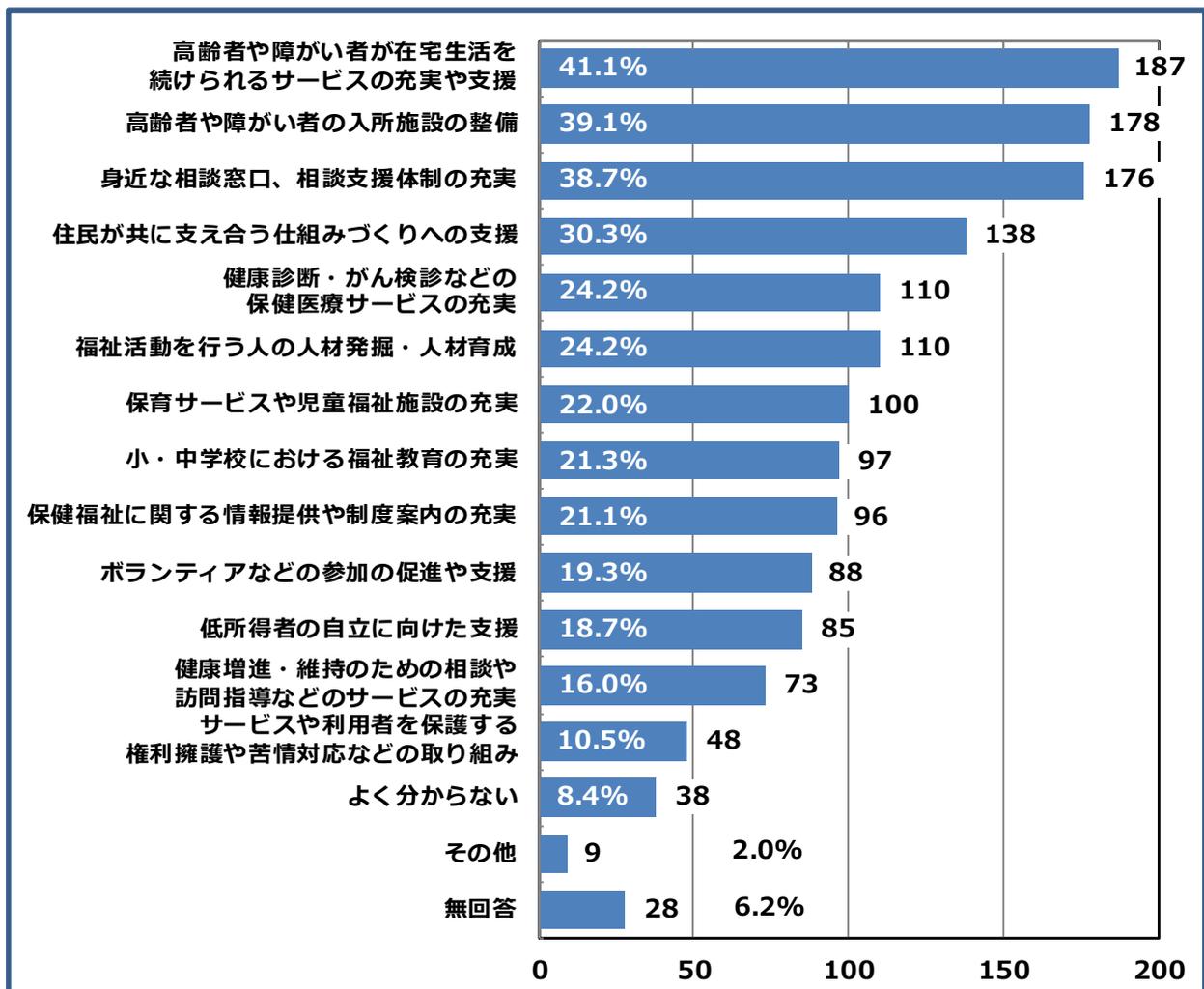
問13 障がいのある人にとって住みよいまちにするためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問14 災害時に地域で支えあうためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問15 今後、町や町社会福祉協議会はどういった施策に優先的に取り組むべきだと思いますか。(複数回答)



用語解説

言葉	意味
あいサポート運動	<p>誰もが、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある人が暮らしやすい社会をみなさんと一緒に作っていくことを目的とした運動で、山口県では、平成 27 年 8 月から実施しています。</p> <p>「あいサポート」とは愛情の「愛」、私の「I」に共通するあいと支える、応援する意味のサポートを組み合わせ、障がいのある人を優しく支え、自分の意思で行動することを意味しています。「あいサポート運動」を実践していく人々を「あいサポーター」と呼び、「あいサポーター」になると「あいサポートバッジ」が渡されますので、これを身につけておけば「あいサポート」運動の実践者であるという意思が相手に伝わることとなります。</p> <p>また、障がいのある人が、声かけや手助けなどの配慮を必要としている場合には、「サポートマーク」により知らせます。</p> <p>このようなバッジを身につけることにより、双方が自分の意思を相手にさりげなく知らせることができ、声かけや手助けができやすくなるような環境を整えようとする運動です。</p>
介護と育児のダブルケア問題	<p>近年、晩婚化・晩産化などを背景として、親として子育てをしながら、同時に自分や配偶者の親の介護も担うことを「介護と育児のダブルケア」と言います。</p> <p>ダブルケアを行っている人のうち、約 3 分の 2 が「介護を負担に感じている」ことも判明しています。ダブルケアを担っているのは圧倒的に女性が多く、平均年齢は男女とも 40 歳前後であり、その多くが 30～40 歳代です。</p> <p>少子高齢化の進行や、生産年齢人口の減少が懸念される現在、こうした介護・育児を担う世帯の負担をいかに軽減するかということは、国や地方自治体にとって今後の大きな課題といえそうです。</p>
コミュニティ	<p>地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のことをいいます。コミュニティという総称は、市町村などの地方自治体、地域を超えて連携した非営利組織などの集団です。</p>

<p>障害者差別解消法</p>	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称で、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。この法律では、国や地方自治体に、民間業者が障がいを理由に差別的な取り扱いをしてはいけないこと、そして、障害のある人たちの社会参加を妨げている様々な障壁を取り除くために必要な合理的配慮を提供しなければならないことなどが定められています。</p> <p>共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去が重要で、法は、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がい者も含めた国民ひとり一人による自発的な取り組みを促しています。</p>
<p>生活困窮者自立支援法</p>	<p>生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。稼働若年層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。</p> <p>また、生活保護受給者のうち、約 25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという、いわゆる「貧困の連鎖」も生じています。</p> <p>こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第 2 のセーフティネットの充実・強化を図ることを目的としてこの法律ができました。</p>
<p>地域共生社会</p>	<p>かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。しかし、高齢化や人口減少が進み支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、誰もが役割を持ち、そして支え合うことで、孤立せずその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。</p> <p>地域共生社会とは、このような社会構造の変化や人々の暮らし変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。</p>

<p>地域包括ケアシステム</p>	<p>認知症高齢者の増加が見込まれる日本において、地域で生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。</p> <p>厚生労働省が、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に実現を目指しています。重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、各市町村の地方行政単位で地域別に異なる高齢者のニーズと医療・介護の実情を正確に把握し、老後の生活に向けて、住民や医療・介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。「医療介護総合確保推進法」のなかで、市町村単位での独自の地域包括ケアシステムの構築がうたわれています。</p>
<p>バリアフリー</p>	<p>もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきており、高齢者や障がい者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味します。</p>
<p>避難行動要支援者</p>	<p>災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者のことです。東日本大震災などの災害時に高齢者らに被害が集中しがちであった反省を踏まえ、2014年4月に施行された「改正災害対策基本法」で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートしました。</p> <p>かつては、災害時要援護者とよばれました。「改正災害対策基本法」に基づき、国は市区町村に非難行動要支援者の名簿づくりを義務付け、要支援者一人ひとりの個別支援計画を作るよう求めています。</p>
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。</p>